

11

活性化情報誌



中小企業かごしま

2025 第845号

- 特集1 中小企業におけるサイバーセキュリティ
- 特集2 中小企業のための災害対策について
- 特集3 補助金の加点項目を攻略！
～採択率を高める申請のポイント～



目次

特集1 中小企業におけるサイバーセキュリティ……………	1
特集2 中小企業のための災害対策について……………	15
特集3 補助金の加点項目を攻略！ ～採択率を高める申請のポイント～……………	29
組合インタビュー……………	39
●鹿児島県葬祭業協同組合	
前途彩々～女性活躍推進企業を訪ねて～……………	43
●斯文堂株式会社	
中央会の動き……………	47
寄稿 外国人材雇用のABC……………	52
教えてぐりぶー！組合運営……………	53
組合運営のスペシャリストを目指そう！……………	54
業界情報……………	55
令和7年9月 情報連絡員報告	
倒産概況……………	58
令和7年10月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定……………	59

中小企業におけるサイバーセキュリティ

デジタル化が進む現代において、サイバーセキュリティは中小企業にとっても経営の根幹を支える重要な要素となっています。取引先情報や顧客データなどの漏えいは、信用の失墜や損害賠償など深刻な影響を及ぼしかねません。

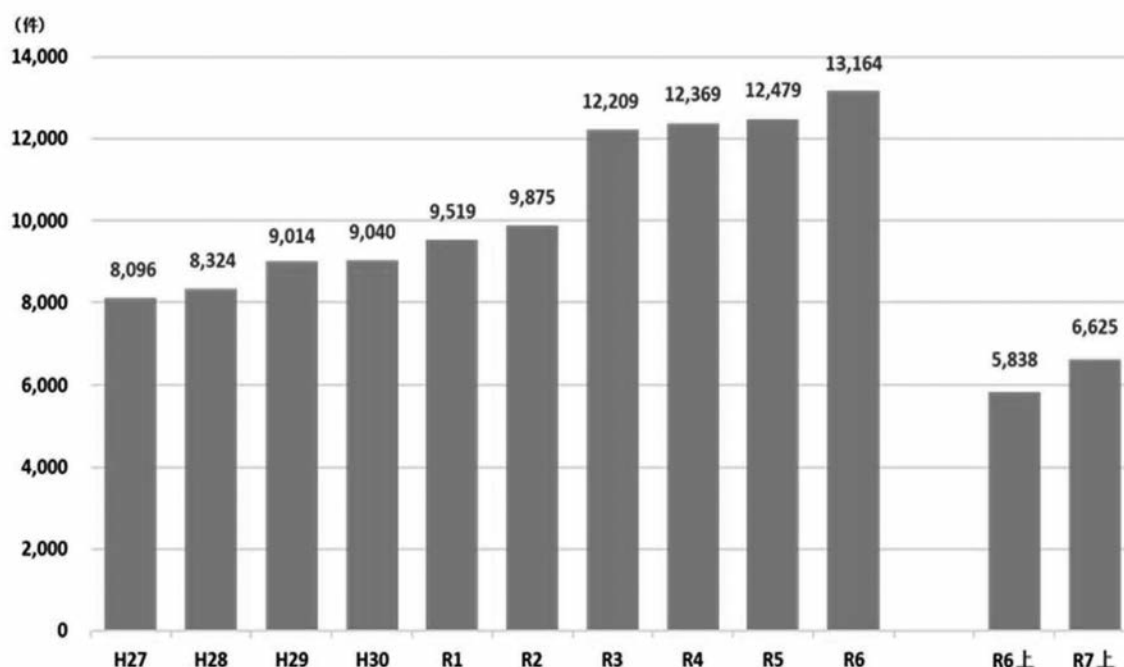
中小企業であっても「自社は狙われない」という認識は危険です。限られた資源のもとでも、信頼性の高い経営と持続可能な成長のために、基本的な対策を継続的に実施することが重要です。

特集1では、サイバーリスクやその備えについてご紹介します。

1. サイバー犯罪被害の概況について

警察庁によると、サイバー犯罪の検挙件数の推移は年々増加傾向にあります。インターネットの普及やデジタル化の進展に伴い、個人情報不正取得、ランサムウェアによる被害、SNSを悪用した詐欺など、犯罪の手口も多様化・巧妙化しています。特に近年は、企業や自治体などの組織を標的とした攻撃も目立ち、社会全体のリスクが拡大しています。このような状況から、企業単位でのセキュリティ対策の強化が急務となっています。

【図】サイバー犯罪の検挙件数の推移



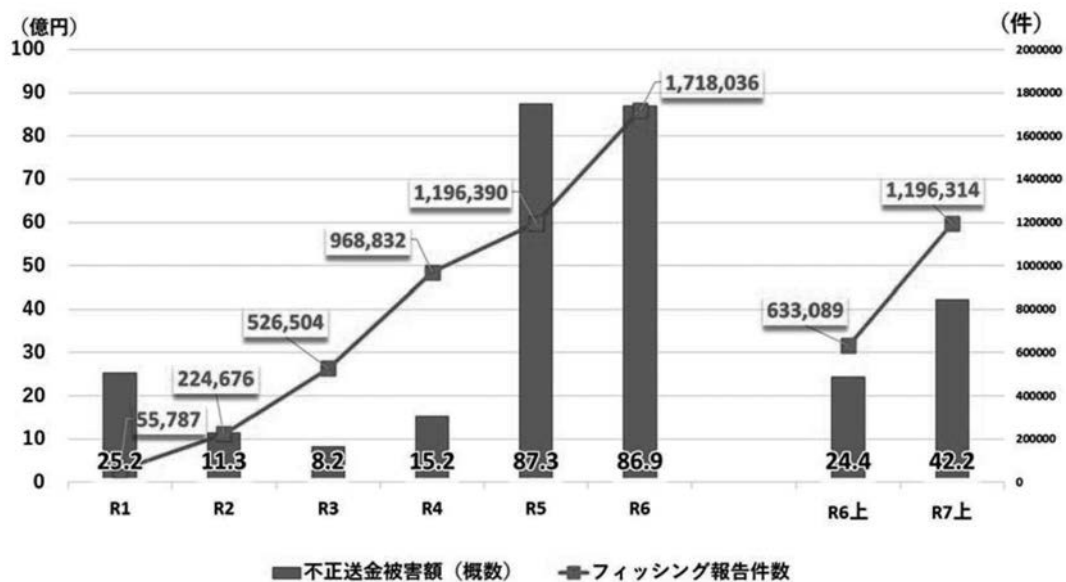
出典：令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について（警察庁）



サイバーセキュリティ攻撃による主な被害としてフィッシング詐欺が挙げられます。フィッシング詐欺とは、送信者を詐称したメールやSMSを送りつけ、貼り付けたリンクをクリックさせて偽のホームページに誘導することで、クレジットカード番号やアカウント情報（ユーザID、パスワードなど）等の重要な情報を盗み出す詐欺のことです。

以下の図に示すとおり、フィッシング報告件数は年々増加しています。フィッシング対策協議会「2025/09フィッシング報告状況 (<https://www.antiphishing.jp/report/monthly/202509.html>)」によると、ある調査用メールアドレス宛に9月に届いたフィッシングメールのうち、メール差出人に実在するサービスのメールアドレス（ドメイン名）を使用した「なりすまし」フィッシングメールは約41.5%となっていることから、取引先を自称するメールであっても注意を払う必要があります。

【図】 フィッシング報告件数及びインターネットバンキングに係る不正送金被害額

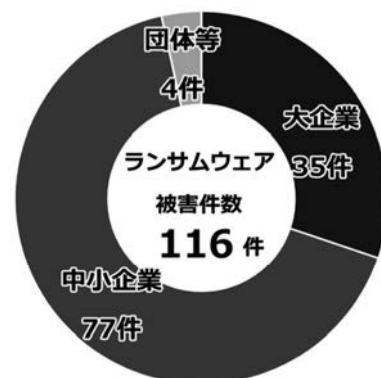


出典：令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について（警察庁）

ランサムウェア（詳細は次ページ参照）を用いた攻撃も代表的なサイバー攻撃手法の一つですが、本攻撃の被害も昨今高い水準で推移しています。

警察庁によると令和7年度上半期の被害企業のうち約2／3が中小企業となっています。そのため、大企業だけではなく中小企業においても最新の動向を把握して注意を払う必要があります。

【図】 令和7年度上半期の被害企業・団体等の規模別報告件数



出典：令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について（警察庁）

2. 情報セキュリティ10大脅威2025

独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター（以下、IPA）では、2024年において社会的に影響が大きかったセキュリティ上の脅威について「10大脅威選考会」の投票結果に基づき、「情報セキュリティ10大脅威 2025」を発表しています。

出典：IPA

「情報セキュリティ10大脅威2025組織編」を基に一部表現を変更しています



1位 ランサム攻撃による被害

ランサムウェアとは、PC やサーバーに感染後、端末のロックやデータの窃取、暗号化を行い、これらを取引材料とした様々な脅迫により金銭を要求するマルウェア（不正かつ有害に動作させる意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称）の一種です。ランサムウェアを用いた攻撃をランサム攻撃と呼び、攻撃者は複数の脅迫を組み合わせ、被害組織が金銭の支払いを検討せざるを得ない状況を作り出そうとします。また、近年では RaaS（Ransomware as a Service）という、サービスとして開発・提供されたランサムウェアを利用して攻撃を実行する形態も確認されるほか、ランサムウェアによる暗号化を行わず、窃取した機密情報を公開すると脅迫して金銭を要求する「ノーウェアランサム」による攻撃も確認されています。

< 事例または傾向 >

◆ ランサムウェア感染による被害と二次被害

2024年6月、KADOKAWA はランサムウェア攻撃を含む大規模なサイバー攻撃を受けたと公表した。複数のサービスが停止したほか、同年8月の調査で、約25万4,000人分の個人情報や企業情報の漏えいが判明した。フィッシング攻撃等により従業員のアカウント情報が窃取され、社内ネットワークに侵入されたことが原因と推測されている。

また、本事例では、攻撃組織が公開したとされる情報が SNS 等を通じて拡散された。この二次被害に対しては、対策チームによる投稿の削除要請および情報開示請求等が行われ、悪質な拡散行為へは刑事訴訟等の準備が進められている。

◆ ノーウェアランサムによる攻撃事例

2024年10月、情報・システム研究機構は、国立遺伝学研究所の生命情報・DDBJ センターがデータ窃取の脅迫を受けたと公表した。犯行声明は国際ハッカー集団「CyberVolk」からで、DDBJ のデータ5% を公開し、1万ドルを支払わなければ残りの95% も公開すると SNS 上で脅迫を受けた。なお、調査によってシステムへの不正侵入やデータ消失等は確認されず、窃取したとされるデータも公開データであった。



2位 サプライチェーンや委託先を狙った攻撃

商品の企画、開発から、調達、製造、在庫管理、物流、販売までの一連のプロセス、およびこの商流に関わる組織群をサプライチェーンと呼びます。このような「ビジネス上の繋がり」を悪用した攻撃は、自組織の対策のみでは防ぐことが難しいため、取引先や委託先も含めたセキュリティ対策が必要な脅威と言えます。また、ソフトウェア開発のライフサイクルに関与するモノ（ライブラリ、各種ツール等）や人の繋がりをソフトウェアサプライチェーンと呼びます。このような「ソフトウェアの繋がり」を悪用した攻撃もまた脅威であり、対策が求められます。

<事例または傾向>

◆ 業務委託先業者からの顧客情報の漏えい

2024年5月、イセトーはVPN経由の不正アクセスを受け、端末やサーバー等がランサムウェア攻撃を受けたことを公表した。また同年6月には、攻撃者が窃取したとされる情報のダウンロード用URLが攻撃者グループのリークサイトに掲載された。この攻撃によって、業務委託元の組織からは情報漏えいに関するお知らせが多数公表され、自治体だけでも約50万件以上の個人情報の漏えいが判明している。また、業務委託元の1組織からは損害賠償請求を行う予定も報告された。

◆ 委託先への攻撃に起因するサービス停止

2024年9月、関通は悪意のある第三者から不正アクセスを受け、サーバーがランサムウェアに感染したことを公表した。これにより、入出庫関連のシステムが停止し、生産・出荷業務の一部が一時停止となった。また、この攻撃によって影響を受けた業務委託元の多数の組織からも、出荷の遅延や一時停止等が公表された。なお、同年10月の関通の調査結果では、個人情報の漏えいは確認されなかったと報告している。

3位 システムの脆弱性を突いた攻撃

製品の開発ベンダー等による脆弱性対策情報の公開は、脆弱性の存在や対策の必要性を製品利用者に対して広く呼び掛けることができます。他方、攻撃者はその情報を悪用し、脆弱性対策が講じられていないシステムを狙って攻撃を行うことがあります。なお、脆弱性対策情報を公開する前に行われる脆弱性を悪用した攻撃をゼロデイ攻撃と呼びます。脆弱性対策ができていない場合、マルウェア感染等に留まらず、事業やサービスの停止等に端を発し、甚大な被害に至ることもあります。昨今、脆弱性が発見されてから、それを悪用した攻撃が発生するまでの時間が短くなっているため、脆弱性対策情報が公開された場合、早急な対策の実施が求められます。

<Windows10のサポート終了>

2025年10月14日（米国時間）に、Windows10のサポートが終了しました。今後はセキュリティ更新プログラムの提供がなくなり、セキュリティリスクが高まります。

同ソフトウェア製品の利用者においては、サポートが継続している後継製品、または代替製品への移行などの対応が望まれます。また、OSだけでなく、対象OS上で稼働するアプリケーションもサポートが順次終了していくため、あわせて対策が必要です。

なお、Microsoft 社では、後継OSへの移行に時間を要する場合は、1年間の拡張セキュリティ更新プログラム（ESU）の利用が推奨されています。詳細は、同社ウェブサイトをご確認ください。

（出典：IPA ホームページ 「Windows10のサポート終了に伴う注意喚起」）

4位 内部不正による情報漏洩等

従業員や元従業員等、組織の内部関係者による意図的な機密情報の持ち出しや社内情報の削除等の不正行為が発生しています。また、組織の情報管理規則に背き情報を持ち出し、不注意で情報を紛失し、情報漏えいになるケースもあります。組織の内部関係者による不正行為は、社会的信用の失墜、損害賠償や業務停滞等による経済的損失を招きます。また、不正に取得された情報を使用した組織や個人も責任を問われる場合があります。

<攻撃手口>

◆ アクセス権限の悪用

付与された正当な権限を悪用し、組織の機密情報の窃取や不正操作を行う。必要以上に高いアクセス権限が付与されていると、より重要度の高い情報にアクセスでき、より大きな被害発生のおそれがある。また、複数人で端末やアカウントを共用していると、誰が不正アクセスしたのか確認できない。

◆ 在職中に割り当てられたアカウントの悪用

離職後も在職中のアカウントが有効だと、アクセスできてしまう。

◆ 内部情報の不正な持ち出し

USB メモリーや HDD 等の外部記録媒体、メール、クラウドストレージ、スマホカメラ、紙媒体等を使い、組織の情報を外部に不正に持ち出す。

5位 機密情報等を狙った標的型攻撃

標的型攻撃とは、特定の組織（民間企業、官公庁、団体等）を狙う攻撃のことであり、機密情報等の窃取や業務妨害を目的としています。攻撃者は社会の動向や慣習の変化に合わせて攻撃手口を変える等、標的とする組織の状況に応じた巧みな攻撃手法で目的を果たそうとします。



6位 リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃

リモートワークの浸透により、働き方の多様化が定着しつつあります。しかし、リモートワークの実現に必要な環境や仕組みを狙ったサイバー攻撃が多発しています。攻撃を受けるとマルウェア感染や情報漏えい等、様々な不正アクセスが行われ、組織の事業が停止するおそれがあります。

7位 地政学的リスクに起因するサイバー攻撃

政治的に対立する周辺国に対して、社会的な混乱を引き起こすことを目的としたサイバー攻撃を行う国家が存在します。そのような国家は、外交・安全保障上の対立をきっかけとして、嫌がらせや報復のためにサイバー攻撃を行うことがあります。また、自国の産業の競争優位性を確保するために周辺国の機密情報等の窃取を目的とした攻撃や、自国の政治体制維持のために外貨獲得を目的とした攻撃に手を染める国家もあります。このような国家からの攻撃に備えて、組織として常にサイバー攻撃への対策を強化していく必要があります。

8位 分散型サービス妨害攻撃（DDoS 攻撃）

攻撃者に乗っ取られた複数の機器から構成されるネットワーク（ボットネット）から、企業や組織が提供しているインターネット上のサービスに対して大量のアクセスを一斉に仕掛けて高負荷状態にさせる、もしくは回線帯域を占有してサービスを利用不能にする等の分散型サービス妨害攻撃（DDoS 攻撃）が行われています。標的にされた組織・サービスは攻撃されると、Web サイト等の応答遅延や機能停止が発生し、サービス提供に支障が出るおそれがあります。

9位 ビジネスメール詐欺

悪意のある第三者が標的組織やその取引先の従業員等になりすましてメールを送信し、あらかじめ用意した偽の銀行口座に金銭を振り込ませるサイバー攻撃が行われています。この攻撃は、ビジネスメール詐欺（Business E-mail Compromise:BEC）と呼ばれ、組織の従業員を標的にした振り込め詐欺とも言われています。

そして、最近では生成 AI を利用した BEC が増加しているため、その対策が重要になってきています。

10位 不注意による情報漏えい等

システムの仕様への認識不足、意図しない設定ミスによる非公開情報の公開、不注意による記録媒体の紛失等、個人情報等の漏えいが度々発生し、組織はその対応に追われています。ひとたび発生すると加害組織の信用、信頼に影響を与えるだけでなく、被害者への謝罪、補償等、事後対応に相応の負担がかかります。

事例紹介：ホームページが書き換えられた

事故・被害事例

ホームページの改ざん（書き換え）は、インターネットにおいて頻繁に発生する事件の一つです。2000年には官庁のホームページが狙われて、相次いで改ざんされました。その後も現在に至るまで、同じような手口で、自治体や大手企業、学校などのホームページが改ざんされています。

ホームページの改ざんは、ある目的を持って特定の団体や企業を攻撃する場合と、無差別に情報セキュリティ対策の甘いホームページを改ざんする場合に分類することができます。

ホームページの改ざんというと、とても高度な知識や技術を持った攻撃者によるものであるように思うかもしれませんが、しかし実際は、安易な管理者パスワードを設定していたり、既知の脆弱性が残存していたりするなど、基本的な情報セキュリティ対策を怠ったことが原因であることがほとんどです。



対処法

速やかにコンテンツを改ざん前の状態に復旧しましょう。復旧に時間がかかる場合は一時的にホームページを非公開にすることも検討しましょう。

また、改ざんされた原因を究明し、再発防止策の検討および実施をしましょう。

予防法

○管理者アカウントの適切な管理

管理者アカウントに複雑なパスワードを設定するといった管理ルールを定め、適切に運用しましょう。

○脆弱性管理

ホームページに脆弱性が残存しないように適切なセキュリティパッチを適用し、定期的なセキュリティ診断・ペネトレーションテストを受診しましょう。

Web Application Firewall の導入により攻撃を防げるケースもあるので、必要に応じて導入を検討しましょう。

○改ざん検知対応

改ざんされたときでも速やかに気づいて対応できるよう、Web コンテンツの改ざん検知を行うことも有効です。

出典：国民のためのサイバーセキュリティサイト（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/case/business/02/



事例紹介：クラウドサービスに預けていた重要データが消えた

事故・被害事例

ベンチャー系中小企業のC社は、インターネットのサービスをすぐに使えて、コストも削減できるというメリットから、クラウドサービスを利用することにしました。クラウドサービスのおかげで、C社の業務は効率よく順調に進んでいました。

そんなある日、C社からクラウドサービスに接続できないという症状が発生しました。クラウド事業者に連絡すると、障害が発生し利用できないとのことでした。しばらくすると、クラウドサービス内にあったC社の重要データが消えてしまっており、復旧もできないという連絡が来たのです。

その重要データは、このクラウドサービスにしか保存しておらず、C社側でバックアップも取得していませんでした。サービス規約をよく読んでみると、データのバックアップや復旧は最終的には利用者の責任であると書いてありました。C社としては、すべて丸投げ可能なサービスで、このような責任や業務は発生しないと考えていたのです。

業務もできなくなり、重要データも消えてしまい、C社の社員たちはただただ途方に暮れるしかありませんでした。



対処法

○データ復旧の対応

クラウドサービスを利用する前のデータなどを頼りに、できる範囲でデータの復旧を試みましょう。並行してC社側に可能な範囲で復旧できないか交渉してみましょう。

予防法

○バックアップの取得

重要なデータについては定期的にバックアップを取得し、有事の際に速やかな復旧ができるよう準備しておきましょう。

バックアップを取得する際には、取得対象と切り離された環境に保存するなど、システムトラブルの影響を受けないようにすることが必要です。

○信頼できるクラウドサービスの選定

クラウドサービスを選定する際には、データバックアップをはじめとしたセキュリティ要件を満たすサービスを選定するようにしましょう。

出典：国民のためのサイバーセキュリティサイト（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/case/business/09/

3. 情報セキュリティ対策の不備により企業が被る不利益

情報セキュリティ対策は、サイバー攻撃の防止や従業員による情報流出を防ぐ手立てとなりますが、対策を打たない場合に企業が被る不利益はどういったものがあるのでしょうか。ここでは、IPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」より、以下の4つの観点から解説します。

金銭の損失

取引先などから預かった機密情報や個人情報を万一漏えいしてしまった場合は、取引先や顧客などから損害賠償請求を受けるなど、大きな経済的損失を受けることになります。一方、こうした損害賠償などによる損失だけでなく、インターネットバンキングに関連した不正送金やクレジットカードの不正利用などで直接的な損失を被る企業の数も増えています。

顧客の損失

重要な情報に関する事故を発生させると、その原因が何であれ、事故を起こした企業に対する管理責任が問われ、社会的評価は低下します。同じ製品やサービスを提供している企業が他であれば、事故を起こしていない企業の製品やサービスを選択する顧客が増えるのは自然なことであり、事故の発覚直後には大きなダメージを受けることになります。

大手メーカーのサプライチェーンに位置する企業の場合は、これまで継続してきた受注が停止に追い込まれることにもなりかねません。事故を起こした企業は再発防止に努め、事故を起こさずに事業を続けていくことが必要ですが、低下した社会的信用の回復には時間を要するため、事業の存続が困難になる場合もあります。

事業の停止

事業運営にデジタル技術の活用が進むなか、情報システムに事故が発生し、使用できなくなると、生産活動の遅れや営業機会の損失などにより業務が停滞してしまいます。そればかりか、中核となる事業を支えている情報システムの場合は、事業そのものの停止や取引先への影響も余儀なくされ、企業の存続にも影響が出てしまいます。

従業員への影響

情報セキュリティ対策の不備を悪用した内部不正が容易に行えるような職場環境は、従業員のモラル低下を招く要因となります。さらに事故を起こしたにも関わらず、従業員のみを罰して管理職が責任を取らないような対応は、従業員が働く意欲を失うおそれがあります。情報漏えいなどの事故による企業としてのイメージダウンを嫌って、転職する従業員も現れます。また、従業員の個人情報適切に保護されなければ、従業員から訴訟を起こされることも考えられます。ある経営者は「個別の損害より、職場環境が暗くなったことが一番困った」と語っています。



4. 実行すべき重要7項目の取組

中小企業で情報セキュリティを確保するために重要な7項目の取組についてIPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」より解説します。これらの取組は、責任者・担当者に対して指示するか、場合によっては経営者自らが実行することも必要になります。

1. 情報セキュリティに関する組織全体の対応方針を定める

情報セキュリティ対策を組織的に実施する意思を、従業員や関係者に明確に示すために、どのような情報をどのように守るかなどについて、自社に適した情報セキュリティに関する基本方針を定め、宣言します。自社の経営において最も懸念される事態は何かを明確にすることで具体的な対策を促し、組織としての方針を立てやすくなります。

2. 情報セキュリティ対策のための予算や人材などを確保する

情報セキュリティ対策を実施するために、必要な予算と担当者確保します。これには事故の発生防止だけでなく、万が一事故が起きてしまった場合の被害の拡大防止や、復旧対応も含まれます。情報セキュリティ対策には高度な技術が必要なため、専門的な外部サービスの利用も検討します。

3. 必要と考えられる対策を検討させて実行を指示する

懸念される事態に関連する情報や業務を整理し、損害を受ける可能性（リスク）を把握したうえで、責任者・担当者に対策を検討させます。必要とされる対策には予算を与え、実行を指示します。実施する対策は、社内ルールとして文書にまとめておけば、従業員も実行しやすくなり、取引先などにも取り組みを説明する際に役に立つので、併せて指示します。

実行を指示した情報セキュリティ対策がどのように現場で実施されているかにつき、月次や四半期ごとなど適切な機会をとらえて報告させ、進捗や効果を把握します。

4. 情報セキュリティ対策に関する適宜の見直しを指示する

取組3で指示した情報セキュリティ対策について、実施状況を点検させ、取組1で定めた方針に沿って進んでいるかどうかの評価をします。また業務や顧客の期待の変化なども踏まえて基本方針なども適宜見直しを行い、致命的な被害につながらないように、対策の追加や改善などを行うように、責任者・担当者に指示します。

5. 緊急時の対応や復旧のための体制を整備する

万が一に備えて、緊急時の対応体制を整備します。被害原因を速やかに追究して被害の拡大を防ぐ体制を作るとともに、的確な復旧手順をあらかじめ作成しておくことにより、緊急時に適切な指示を出すことができます。整備後には予定どおりに機能するかを確認するため、被害発生を想定した模擬訓練を行うと、意識づけや適切な対応のために効果的です。経営者のふるまいについても、あらかじめ想定しておけば、冷静で的確な対応が可能になります。

6. 委託や外部サービス利用の際にはセキュリティに関する責任を明確にする

業務の一部を外部に委託する場合は、委託先でも少なくとも自社と同等の対策が行われるようにしなければなりません。そのためには契約書に情報セキュリティに関する委託先の責任や実施すべき対策を明記し、合意する必要があります。

IT システム（電子メール、ウェブサーバー、ファイルサーバー、業務アプリケーションなど）に関する技術に詳しい人材がない場合、自社でシステムを構築・運用するよりも、外部サービスを利用したほうが、コスト面から有利な場合がありますが、安易に利用することなく、利用規約や付随する情報セキュリティ対策などを十分に検討するよう担当者に指示する必要があります。

7. 情報セキュリティに関する最新動向を収集する

情報技術の進化の早さから、実施を検討すべき対策は目まぐるしく変化します。自社だけで把握することは困難なため、情報セキュリティに関する最新動向を発信している公的機関などを把握しておき、常時参照することで備えるように情報セキュリティ担当者に指示します。また、知り合いやコミュニティへの参加で情報交換を積極的に行い、得られた情報について、業界団体、委託先などと共有します。

サイバーセキュリティお助け隊サービス

「サイバーセキュリティお助け隊サービス」とは、中小企業に対するサイバー攻撃への対処として不可欠な「見守り」「駆け付け」「保険」サービスをワンパッケージにまとめた、民間事業者が提供するサービスです。IPA で普及促進活動を行っています。

なお、IT 導入補助金（セキュリティ対策支援枠）では本サービスの利用料が補助対象となります。

IT 導入補助金（セキュリティ対策推進枠）

※令和7年11月時点

補 助 額	5万円～150万円
補 助 率	小規模事業者：2/3、中小企業：1/2
機 能 要 件	IPA「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス
補 助 対 象	サービス利用料（最大2年分）

【サイバーセキュリティお助け隊（<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>）】



5. これだけは押さえない情報セキュリティ5か条

IPAでは「情報セキュリティ5か条」を定めており、これらの取組を推進しています。「情報セキュリティ5か条」は、「情報セキュリティ10大脅威」へランクインした脅威や、それ以外の多数の脅威が利用する「攻撃の糸口」を5つに分類し、それぞれに対応する5つの対策を列挙したものです。

1. OS やソフトウェアは常に最新の状態にしよう！

攻撃の糸口：ソフトウェアの脆弱性

OS やソフトウェアのセキュリティ上の問題を放置していると、それを悪用したウイルスに感染してしまう危険性があります。使用している OS やソフトウェアに修正プログラムを適用する、もしくは最新版を利用しましょう。

2. ウイルス対策ソフトを導入しよう！

攻撃の糸口：マルウェアに感染

ID・パスワードを盗んだり、遠隔操作を行ったり、ファイルを勝手に暗号化するウイルスが増えています。ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル（パターンファイル）は常に最新の状態になるようにしましょう。

3. パスワードを強化しよう！

攻撃の糸口：パスワード窃取

パスワードが推測や解析されたり、ウェブサービスから流出した ID・パスワードが悪用されたりすることで、不正にログインされる被害が増えています。パスワードは「長く」、「複雑に」、「使い回さない」ようにして強化しましょう。

4. 共有設定を見直そう！

攻撃の糸口：設定不備

データ保管などのウェブサービスやネットワーク接続した複合機の設定を間違ったために、無関係な人に情報を覗き見られるトラブルが増えています。無関係な人が、ウェブサービスや機器を使うことができるような設定になっていないことを確認しましょう。

5. 脅威や攻撃の手口を知ろう！

攻撃の糸口：誘導（罠にはめる）

取引先や関係者と偽ってウイルス付のメールを送ってきたり、正規のウェブサイトに似せた偽サイトを立ち上げて ID・パスワードを盗もうとする巧妙な手口が増えています。脅威や攻撃の手口を知って対策をとりましょう。

「攻撃の糸口」に変化がない限り、「情報セキュリティ対策の基本」による効果が期待できるので、これを意識して継続的に対策を行うことで、被害に遭う可能性の低減が期待できます。

また、IPA では、昨今利用が一般的になってきているクラウドサービス利用にあたって、以下の対策を「情報セキュリティ対策の基本」+ α として対策の参考にすることを推奨しています。

●クラウドの選定前の事前調査

クラウドサービスのガイドラインに沿った運営をしている業者やそのサービスを選定する。

●責任範囲の明確化（理解）

クラウドサービスを契約する際は、インシデント発生時に誰（どの組織）がどこまでインシデント対応する責任があるのかを明確化（理解）する。

●代替案の準備

業務が停止しないように代替策を準備する。

●設定の見直し

更新情報は常に確認し、仕様変更により意図せず変更された設定は適切な設定に修正する。

SECURITY ACTION（セキュリティアクション）

「SECURITY ACTION（セキュリティアクション）」は中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。安全・安心な IT 社会を実現するために創設された制度です。

SECURITY ACTION は、取り組み段階に応じて、「★一つ星」「★★二つ星」のロゴマークを無料で使用することができます。

「★一つ星」宣言は、情報セキュリティ対策に取り組んだことのない企業でも、前述の「情報セキュリティ5か条」に取り組むことですぐに始めることができます。規模や業種を問わず共通する基本的な対策を実行することで、顧客や取引先との信頼関係の構築に大いに役立ちます。

さらに、デジタル化やサイバーセキュリティ対策などを支援する公的支援制度の要件となっており、IT 導入補助金の要件にもなっています

【SECURITY ACTION (<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)】

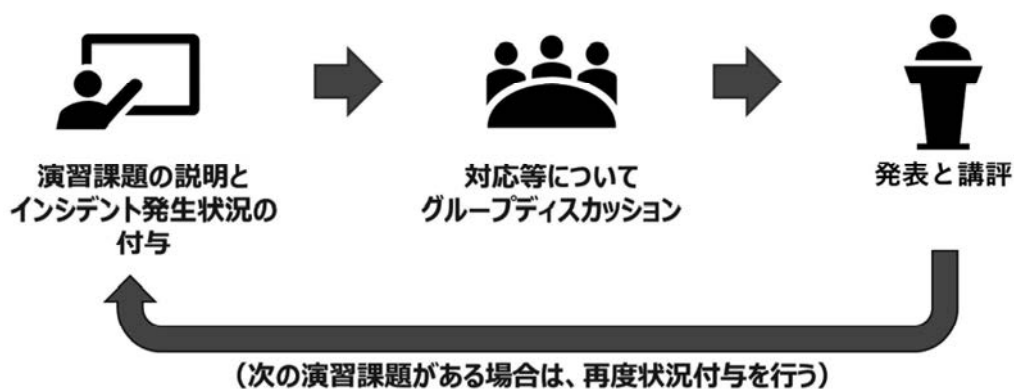


セキュリティインシデント対応机上演習について

組織においてセキュリティインシデントが発生した場合には、被害とその影響範囲を最小限に抑えて事業継続を確保する必要があります。そのためには、予めの対応体制と手順を整備したうえで、実際にセキュリティインシデントが発生した場合を想定して演習しておくことが重要であると考えられます。

こうした背景を踏まえ、IPAにて、初動対応や再発防止策の検討を行う「セキュリティインシデント対応机上演習」を組織内で行うための教材とマニュアルが公開されました。

同演習は、最初にインシデント対応のポイントを学習した後、付与されたインシデント発生状況を踏まえた対応についてディスカッションを実施し、最後に振り返りを行う流れとなっています。演習を通じ、組織の意思決定プロセスを体験する内容となっているため、セキュリティの担当者だけではなく経営層も参加することを推奨しています。



出典：セキュリティインシデント対応机上演習教材（IPA）

演習教材は、一般企業及び医療機関においてランサムウェアに感染した場合を想定したシナリオとなっており、必要に応じて企業の設定やシステム構成等、内容をカスタマイズできます。

マニュアルには、実施手順やシナリオの解説等が記載されており、中小企業のセキュリティ担当者等が演習を企画・実施しやすいようになっています。

机上演習のタイムスケジュールは右の通りであり、所要時間は3時間となっています。

時間	内容
0:00～0:05(5分)	オープニング（主催者挨拶、講師紹介、目的説明等）
0:05～0:25(20分)	講習（座学） 「中小企業のためのセキュリティインシデント対応の手引き」をベースにインシデント対応のポイントを学ぶ。
0:25～1:25(60分) ※説明、発表時間を含む	演習 1 発生した事案の初動対応について、グループディスカッションにより対応方針等を検討する。
1:25～1:35(10分)	（休憩）
1:35～2:35(60分) ※説明、発表時間を含む	演習 2 業務・システムの復旧や再発防止、公表等について、グループディスカッションにより対応方針等を検討する。
2:35～2:50(15分)	振り返り
2:50～3:00(10分)	質疑応答・各種案内・クロージング

出典：セキュリティインシデント対応机上演習教材（IPA）

【セキュリティインシデント対応机上演習 (<https://www.ipa.go.jp/security/sec-tools/ttx.html>)】

中小企業のための災害対策について

近年、地震や豪雨、台風等の自然災害が各地で相次ぎ、中小企業の経営にも影響を及ぼしており、災害への備えが重要な経営課題の一つとなっています。

こうした状況を踏まえ、災害時にも事業を継続するための「BCP（事業継続計画）」や「事業継続力強化計画」への関心が高まっています。

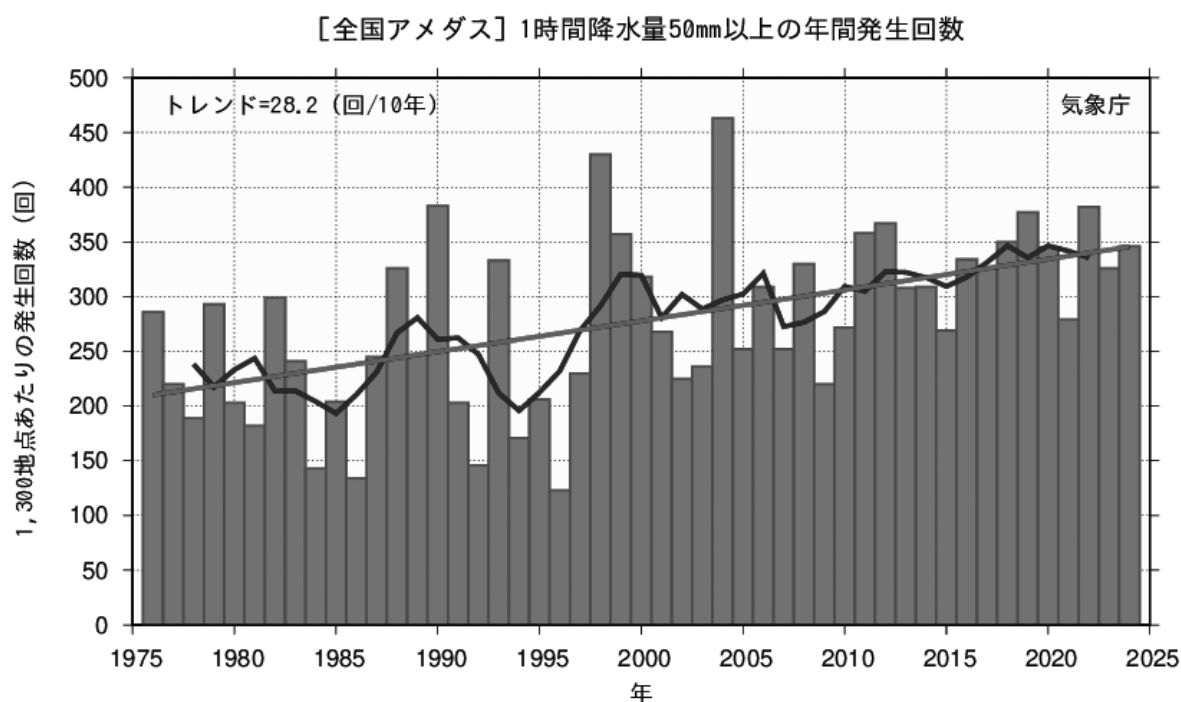
特集2では、平時からできる備えの考え方や計画づくりのポイントを紹介します。

1. 自然災害の現状

(1) 日本における災害リスク

日本は世界的にも地震活動が活発な「地震大国」であり、東日本大震災（2011年）や熊本地震（2016年）、能登半島地震（2024年）等、大規模地震が繰り返し発生しています。さらに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生が切迫しており、地震リスクは依然として高い状況にあります。

また、気候変動の影響により、台風や豪雨等の風水害も激甚化・頻発化しており、令和7年8月の低気圧と前線による大雨では、県内の一部地域で土砂災害や浸水被害が発生しました。気象庁のアメダス観測データによると、1970年代後半の観測開始以降、短時間強雨の年間発生回数は増加傾向にあり、今後もこうした傾向が続くことが懸念されています。



出典：気象庁「大雨や猛暑日など（極端減少）のこれまでの変化」



(2) 災害の基礎知識

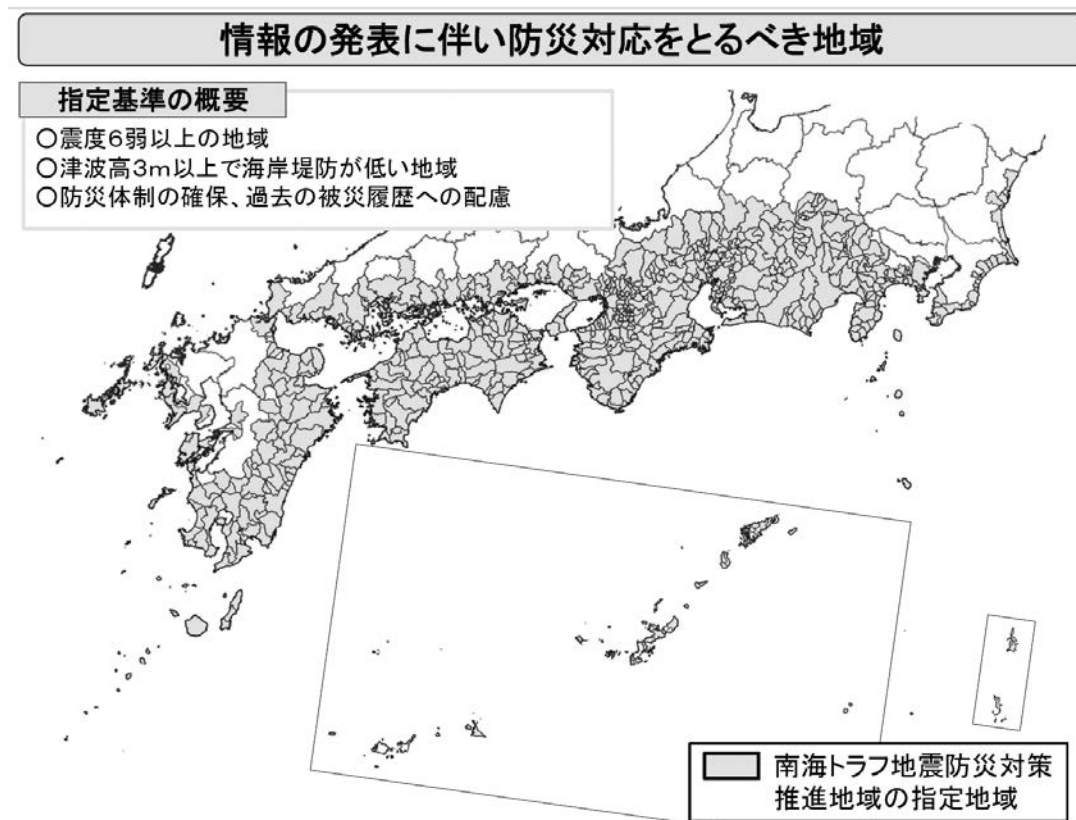
鹿児島県は、全国でも自然災害の多い地域の一つです。地形や気候、火山活動の影響により、さまざまな災害が発生する可能性があります。ここでは、特に注意が必要な「地震」、「水害」、「噴火」の3つの災害について、その概要とそれぞれで発せられる警報等をご紹介します。

① 地震

鹿児島県は、日向灘や南海トラフ等、プレートの沈み込みによる海溝型地震と活断層による内陸型地震の影響を受ける可能性があります。南海トラフ巨大地震が発生した場合、県内の沿岸部では強い揺れや津波の到達が想定されています。

地震発生時には、「緊急地震速報」が発表されることがあります。これは強い揺れが到達する前に発信される情報で、テレビやラジオ、スマートフォンのアラート等を通じていち早く通知されます。また、「津波警報・注意報」では対象地域や予想される津波の高さが伝えられ、沿岸部ではこの情報に基づいた迅速な避難行動が求められます。

さらに、南海トラフ地震に関連しては、「南海トラフ地震臨時情報」が運用されています。これは、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が高まったと評価された際に気象庁から発表される情報です。



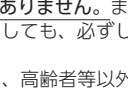
出典：内閣府「南海トラフ地震臨時情報が発表されたら」

② 水害（台風・大雨）

鹿児島県は台風の通り道になることも多く、毎年のように大雨や強風による被害が発生しています。特に近年は、線状降水帯の形成等によって短時間で非常に激しい雨が降るケースが増えています。

台風や集中豪雨が発生した際は、早めの備えと正確な情報の把握が大切です。まず、テレビやラジオ、気象庁の防災気象情報を確認し、避難のタイミングを逃さないようにしましょう。

避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~			
4	 災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	ひなんしじ <b>避難指示</b>
3	 災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※2
2	 気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。また、警戒レベル相当情報（氾濫発生情報、土砂災害警戒情報など）が発表されたとしても、必ずしも同時刻に同じレベルの避難情報が発令されるものではありません。
- ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン」

③ 噴火

鹿児島県には、桜島・霧島連山・諏訪之瀬島等、活発な火山が複数存在します。中でも桜島は世界的にも活動が活発な火山のひとつで、噴煙や降灰が日常的に観測されています。

災害の要因となる主な火山現象には、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、火山灰、火山ガス等があります。また、火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると、土石流や泥流が発生しやすくなります。

噴火警戒レベル

種別	名 称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入ったら生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意、入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。
			レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あること に留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

出典：気象庁「噴火警戒レベルの説明」



### (3) 中小企業への影響

中小企業が災害から受ける影響は多岐にわたり、その存続自体に重大な危機をもたらす可能性があります。

#### ① 経済的・財務的な影響

大規模災害が発生し、事業活動が停止または大きく停滞した場合、収入が減少または途絶する一方で、給与や仕入れ先への支払い等の支出は継続するため、資金繰り（キャッシュフロー）の悪化が深刻な問題となります。

また、事業の停止が長期化すると、顧客の他社への流出やマーケットシェアの低下、企業価値や信用の失墜につながり、早期に顧客を取り戻すことは容易ではありません。

#### ② サプライチェーンの途絶

現代の企業活動は、生産効率向上のために分業化や外注化が進んでいるため、原材料の供給、部品の生産、輸送、販売等、サプライチェーン（供給網）のどこか一箇所でも途絶すると、その影響は広範囲に及びます。

#### ③ 人的・社会的な影響

災害時において最も優先されるべきは、従業員やその家族、顧客の生命の安全確保です。しかし、災害により従業員や関係者等が負傷・死亡したり、出勤できなくなったりすることで、事業の継続に不可欠な要員を確保できなくなる影響も生じます。さらに、企業が災害への備えや対応を怠った場合、社会的な批判を受ける可能性もあります。

### <中小企業の脆弱性>

中小企業は、大企業に比べて資金や人手に限りがあり、災害対策に十分な費用や時間をかけることが難しいのが現状です。そのため、対策を始めることに不安を感じたり、後回しになったりするケースも少なくありません。

しかし、中小企業の事業継続は、地域経済やサプライチェーンを支えるうえで欠かせません。内閣府の調査では、BCP（事業継続計画）の策定率は大企業が76.4%であるのに対し、中堅企業は45.5%にとどまっており、多くの企業で備えが十分ではないことがわかります（令和5年度時点）。

地震や水害等、さまざまな災害に備えるためには、重要な事業を止めない、または早く再開できるようにするための計画づくりが重要です。BCPや事業継続力強化計画等を活用し、限られた資源の中でもできる対策から始めることが求められています。

## 2. BCP の基本と実践

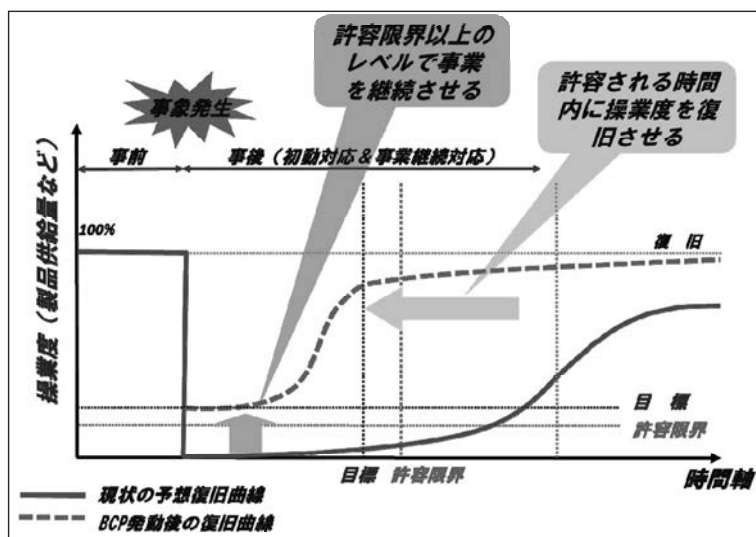
災害や事故等、いつ起こるかわからない危機に直面したとき、企業がどのように行動するかをあらかじめ決めておくことが大切です。

この章では、非常時に有効な事業継続計画いわゆる BCP の基本的な考え方と、実際に計画を作成・運用していく際のポイントをご紹介します。

### (1) BCP の基礎知識

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大地震や大雨等による水害等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画です。

事業継続計画（BCP）の概念図



出典：内閣府防災担当「事業承継ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—（令和5年3月）」

BCP を策定する際は、最初から理想を追求し完全なものを目指しても、実現が困難な場合も多く、かえって導入を躊躇することになりかねません。そのため、まずは身の丈にあった実現可能な計画の策定を目指し、平常時から不測の事態への対応力を鍛えていくことが重要です。

BCP で計画することの一例は以下の通りです。まずは、目的や基本方針に始まり、被害想定や初動対応手順、社内の連絡体制等を計画に含めます。

#### < BCP の内容例 >

- ✓ BCP の目的・対象・基本方針
- ✓ 平時における BCP 運用体制
- ✓ 自社における被害予測
- ✓ 大規模災害時の初動対応手順
- ✓ 優先事業の選定 等



## (2) BCP のメリット

中小企業における BCP の策定・運用は、雇用や人材育成、税制対応や事業承継等と同様に、日常の経営活動の一環として位置づけられるべき取組です。

BCP を策定・運用することにより、緊急時の対応力が向上するだけでなく、平常時にも多様な効果が得られます。

### ◆メリット① 緊急事態への対応力が高まる

緊急事態が発生すると、冷静な判断が難しくなります。だからこそ、平常時からの備えが重要です。BCP を策定しておけば、誰がどのように行動するかが明確になり、人命確保や早期復旧に向けた迅速な対応が可能になります。

ただし、BCP は作って終わりではありません。日頃から教育や訓練を行い、従業員の防災意識を高めておくことが、非常時の対応力を強化する鍵となります。

### ◆メリット② 損害の最小化を図れる

大規模な自然災害が発生した際、被害を最小限に抑えられることも BCP 策定の大きなメリットです。策定時には、優先して継続・復旧すべき中核事業を明確にします。対策をしていない企業は、災害時に復旧が遅れ、事業の縮小や廃業に追い込まれるリスクがあります。一方で、BCP を策定している企業は、初動対応を迅速に行うことで損害を抑え、重要な事業の維持や早期復旧が可能になります。

### ◆メリット③ 顧客からの信用度が高まる

大規模災害等でサプライチェーンが途絶すると、自社だけでなく取引先にも影響が及びます。BCP を策定して備えておけば、有事への対応力が評価され、顧客や取引先等からの信頼が高まります。近年では、非常時に事業が中断しても仕方がないという考えは通用しにくくなっています。そのため、取引先の選定では BCP の有無が重視される傾向にあり、BCP の策定は信用力の向上や新規顧客獲得にもつながります。

### ◆メリット④ 税制優遇等の公的支援が受けられる

中小企業や小規模事業者が BCP を策定する前に取り組みやすい制度として、令和元年7月から「事業継続力強化計画（P27参照）」の認定制度が始まりました。

事業継続力強化計画は BCP に比べると簡略化されているため、簡易に作成可能です。事業継続力強化計画を作成して経済産業大臣の認定を受けた中小企業は、税制優遇等の公的支援が受けられます。

### (3) BCP の策定

効果的な BCP 策定のためには、計画の目的を明確にし、段階的に整理・検討していくことが重要です。次に、策定を進める際の具体的な STEP を示します。

#### STEP1 基本方針の立案

BCP の策定は、「何のために BCP を策定するのか？」、「BCP を策定・運用することによってどのような意味合いがあるのか？」を検討し、基本方針を決めることから始まります。

基本方針は、会社の経営方針の延長に位置するもので、BCP を策定するための目的となります。従業員の安全を守ることや取引先への安定供給を維持して信用を保つこと等が挙げられます。経営者の頭の中にはすでにこうした考えがあるはずなので、まずはそれを整理しまとめることから始めましょう。

##### <基本方針>

- ✓ 人命（従業員・顧客）の安全を守る
- ✓ 自社の経営を維持する
- ✓ 供給責任を果たし、顧客からの信用を守る
- ✓ 従業員の雇用を守る
- ✓ 地域経済の活力を守る 等

#### STEP2 計画策定チームの立ち上げ

BCP を効果的に策定するためには、経営層のリーダーシップのもとで全社的な推進体制を整えることが重要です。

まず、経営者が BCP 策定の目的や方針を明確に示し、全社的な理解と協力を得ることが出発点となります。

次に、BCP の策定や見直しを専門的に進めるための「BCP 推進委員会」や「事業継続担当チーム」等を設置します。この組織には、総務、人事、経理、情報システム、生産、営業等、各部門から担当者を選出し、平時からの情報共有や役割分担を明確にしておくことが大切です。

また、実効性のある BCP を構築するためには、外部の専門家や関係機関（自治体、商工団体等）との連携も有効です。これにより、最新のリスク情報や支援制度を活用しながら、現実的で持続可能な計画づくりが可能になります。



### STEP3 災害等リスクの想定

BCP を策定するにあたっては、自社が直面しうるリスクを正確に把握することが重要です。

ハザードマップ等を活用し、事業所・工場等が立地している地域の災害等のリスクを確認しましょう。ハザードマップは、自然災害が発生した場合に想定される被害の範囲や程度を地図上に示したもので、国土交通省や都道府県、市町村が作成し、各自治体のホームページ等で公開しています。

また、災害による影響は自社への直接的な被害だけにとどまりません。主要な取引先等が被災することで、資材調達や販売活動に支障が生じる「間接被害」を受ける可能性もあるため、自社所在地だけでなく取引先等関連企業が立地する地域のリスクも併せて確認することが重要です。

#### 鹿児島市城山町を中心とするハザードマップ



出典：国土交通省「ハザードマップポータルサイト」

#### <ハザードマップから確認できること>

- ✓ 震度 5 以上の地震が想定される地域か？
- ✓ 台風、豪雨、津波による浸水が想定される地域か？
- ✓ 想定される浸水深さはどれくらいか？
- ✓ 土砂災害の危険性がある地域か？
- ✓ ため池決壊の危険性がある区域か？
- ✓ 豪雪による被害が想定される地域か？

STEP4 災害発生時の初動対応

災害や事故等の緊急事態が発生した際には、最初の対応がその後の被害拡大や事業復旧に大きく影響します。そのため、BCP では「初動対応」を具体的に定めておくことが重要です。初動対応とは、発災直後から概ね72時間以内に行う、人命の安全確保や被害の把握、事業継続の可否判断等の行動を指します。

まずは、従業員の安全確保を最優先に行います。避難経路や安否確認の方法、緊急連絡網の整備等を平時から準備しておきましょう。次に、被害状況の確認と報告体制の確立が必要です。建物や設備の被害状況、ライフラインの途絶、在庫・資材の損失等を迅速に把握し、責任者へ報告する流れを決めておきます。

また、初動時における指揮命令系統を明確にし、誰がどの判断を行うのかを定めておくことが重要です。災害時には経営者が不在の場合もあるため、代行者や連絡手段も平時から確認しておきます。

さらに、初動対応を有効に機能させるためには、日常的な訓練やシミュレーションが欠かせません。緊急時を想定した訓練を定期的に行い、従業員全員が行動手順を理解している状態をつくるのが、迅速で的確な初動対応につながります。

＜災害発生時の初動対応の一例＞

項目	具体的な対策事例
人命の安全確保	従業員・来訪者の安全な場所への避難
	従業員の安否確認
	負傷者の対応（応急処置、救急要請等）
二次災害の防止	火器の使用中止（電源やガス元栓の遮断）
	火災発生時の初期消火
災害対応体制の構築	災害対策本部の立ち上げ
被害状況の把握	防災情報からの正確な情報収集
	自社の被害状況及び生産・出荷への影響確認
	被害状況の記録
	支店・取引先等の被害状況確認
情報公開	取引先・自治体等への自社の被害状況通知



## STEP5 中核事業の検討

企業においては様々な商品・サービスがありますが、災害等の発生時には限りある人員や資機材で事業を継続させ、基本方針を実現しなければなりません。

そのため、基本方針を立案した次の手順として、優先的に製造・販売する商品・サービス（以下、重要商品という）をあらかじめ取り決めておく必要があります。

中核事業を特定する際は、次の観点を踏まえて検討します。

### ✓ 顧客や取引先への影響

供給が止まると多大な損害を与える事業は何か。

### ✓ 収益への影響

停止すると会社の経営に直結する事業はどれか。

### ✓ 社会的責任

地域社会の生活や安全に関わる業務が含まれていないか。

このような観点から、各事業の重要度を整理・分類し、優先順位をつけます。また、中核事業の遂行に必要な人員・設備・情報・仕入先等を明確にし、代替手段やバックアップ体制を検討しておくことが大切です。

## STEP6 経営資源の確認

BCPを策定するうえで重要なのは、自社の「経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）」を正確に把握することです。これらの資源を整理しておくことで、緊急時に何を優先して守り、どのように復旧を進めるかを判断しやすくなります。

### ◆ヒト：従業員

4つの経営資源のうち最も重要な経営資源が「ヒト」です。どんなに機械化が進み、最先端の設備や機器が揃えられようとも、操作するヒトがいなかったらモノは意味をなしません。優秀な人材を確保できるかどうかは企業経営を大きく左右するほどに重要であるため、事業継続においてもヒトを大切にすることは非常に重要なことです。

### ◆モノ：製品、設備、機器、装置

製品もあれば、製品づくりに活用される機器類もあります。また、自然災害等に備えるという点では、自家発電装置、排水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、止水板、制震・免震装置等も大切な経営資源です。

### ◆カネ：運転資金

資金に事欠く状態だと、優秀な人材の確保も、施設・設備の整備も思うにまかせません。必要な資金を調達し、目的達成に必要なところに適切に投資を行うことが重要です。また、災害による損害に備えた保険（火災保険、地震保険、事業活動保険等）への加入も有効です。

### ◆情報：電子データ、重要書類

ITが発達したことで経営資源としての重要性が注目されるようになりました。企業が持つノウハウ、顧客データのほか、地域やコミュニティとのつながり等、無形の資産も多分に含まれます。また、契約書には多くの場合、情報の取り扱いに関する一項が入っているように、情報は非常に重要な経営資源です。

## (4) BCP の運用

いざ、緊急事態になった時に、「従業員がBCPの内容を理解していなかったため、適切に対応することができなかった」、「BCPに整理されている情報が古くなっており、役に立たなかった」ということでは、BCPを策定していても意味がありません。定期的に訓練・教育を行い、日ごろから災害に備えることが大切です。

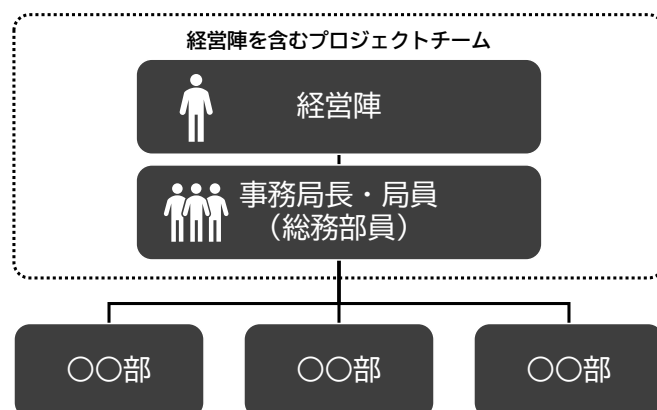
BCPを運用するにあたり、「推進体制の構築」、「教育・訓練の実施」、「計画の見直し」について自社の取り組みを検討することが重要です。

### ① 推進体制の構築

災害が発生した際、経営トップは事業を継続するために、迅速かつ的確な判断を下す必要があります。そのため、被害の影響を最も受けると想定される部署が中心となって防災・減災の取組を進める場合でも、経営陣による強いリーダーシップが欠かせません。

まずは、経営者またはそれに準ずる立場の方を責任者として任命し、BCPを推進するための体制を整えましょう。

なお、この推進体制は必ずしも新たに一から構築する必要はありません。たとえば、製造部門に安全衛生委員会等が設置されている場合は、その委員会に災害対策の機能を加えることで、効率的かつ実行力のある体制を構築できます。





## ② 教育・訓練の実施

BCP は、策定して終わりではありません。緊急事態になった時に従業員が BCP を有効に活用し、適切な対応ができるよう準備しておくことではじめて意味を成します。そのため、BCP を策定した後は、従業員に BCP の内容や重要性を理解してもらうために、社内における教育活動を実施することが重要です。

### <教育・訓練の活動例>

- ✓ 全社員参加の訓練を実施する
- ✓ 経営者が従業員に対して事業継続力強化計画の進捗状況や問題点を説明する
- ✓ 事業継続力強化計画のポイントに関する社内研修会を実施する
- ✓ 避難経路、手洗い等の感染症予防策等、計画の内容等に関する社内掲示を行う
- ✓ 社内で行われている各種勉強会で、短時間でもいいので、計画に関する報告時間を設ける

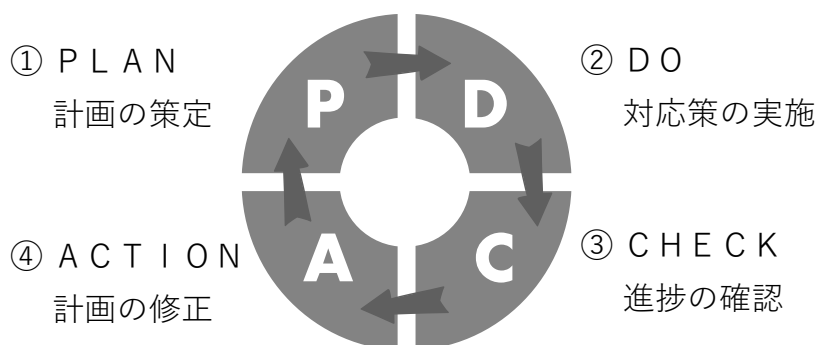
## ③ 計画の見直し

常に BCP の内容を自社の現状に見合ったものとしておくためには、必要に応じて BCP を見直すことが重要です。

BCP の見直しは、たとえば顧客管理や在庫管理等、日頃から行っている経営管理の延長線にあるものです。経営管理の結果として顧客状況や在庫状況に大きな変化があった場合や、商品・サービスの変更・追加、生産ラインの組み替え、人事異動等が発生した場合には、BCP の見直しが必要かどうかを検討し、必要に応じて内容を反映させるようにします。

また、今後実施を予定している事前対策の進捗状況や課題を定期的に確認し、対策の内容や実施時期を再検討することも大切です。

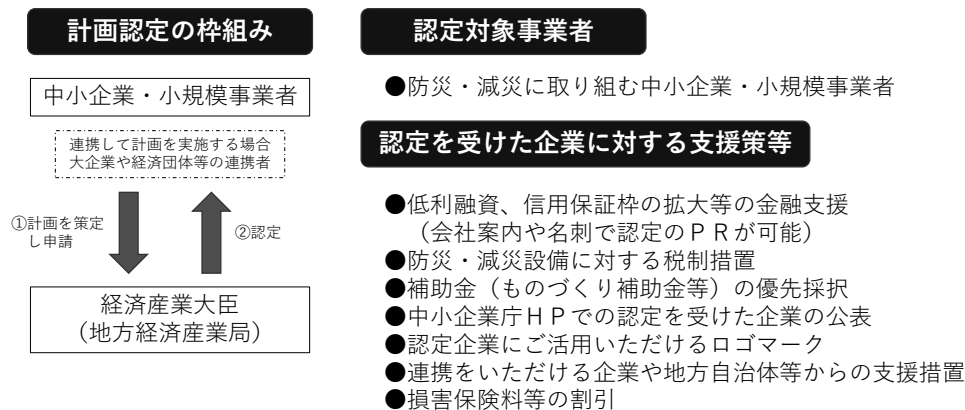
そのため、策定した BCP の中に、自社が見直しを行う基準を明記し、随時確認できるようにしておきましょう。その際には、PDCA サイクルを活用して継続的な改善を図ることが効果的です。



## 3. 事業継続力強化計画の策定

事業継続力強化計画は、中小企業等が自社の災害リスクを認識し、防災減災のための具体的な計画を立て、その計画を国が認定する制度です。前述の「BCP」と比較して、基本的項目のみにより構成されており策定作業はより簡便です。

認定を受けた中小企業等は、防災・減災設備に対する税制優遇や低利融資、補助金の加算措置等を受けることができます。



### 《認定ロゴマーク》

中小企業強靱化法に基づく「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた場合、認定ロゴマークを使用することができます。



## 4. 連携による防災ネットワーク～連携事業継続力強化計画の策定～

災害の激甚化・頻発化が進む中で、個々の企業だけでなく、地域や業界全体での「連携による備え」がこれまで以上に求められています。特に中小企業にとっては、単独での事業継続体制の整備には限界があることから、取引先や近隣事業者、組合等との協力体制を構築することが重要です。

### ■ 連携事業継続力強化計画とは

中小企業庁が推進する「連携事業継続力強化計画」は、複数の中小企業や組合等が連携して、災害時の被害軽減や早期復旧、サプライチェーンの維持を目的として策定する計画です。例えば、資材や燃料の共同確保、代替生産や物流支援、情報共有体制の整備等、複数企業が力を合わせることで、単独では実現が難しい防災・減災体制を構築することができます。



## ■ 連携のメリット

連携によって、非常時における情報伝達や物資供給がスムーズになるだけでなく、平時からの信頼関係づくりにもつながります。また、被災しなかった企業と協力関係を構築することで、代替生産や復旧に向けた人員応援が可能となります。加えて、計画の認定を受けた場合には、国の支援策（補助金・税制優遇・金融支援等）を活用できる可能性もあります。

## ■ 策定の流れ

まずは、地域や業界内での課題を共有し、連携の目的と体制を明確にすることから始めます。そのうえで、想定されるリスク（地震、風水害、停電等）に対して、どのように協力して対応するかを整理し、計画書にまとめます。策定後は、実際の災害を想定した訓練や定期的な見直しを通じて、実効性のある体制づくりを進めていくことが大切です。

## ■ 地域全体で支え合う防災へ

災害対応力の強化は、地域の経済と暮らしを守るうえで不可欠な取り組みです。事業者同士がつながり、助け合う防災ネットワークを構築することが、持続可能な地域経済の基盤となります。

## 5. まとめ

近年、地震や豪雨、台風等の自然災害が激甚化・頻発化する中で、災害への備えは中小企業の存続と発展に欠かせない重要な経営課題となっています。資金や人手が限られる中小企業だからこそ、BCP（事業継続計画）を策定し、人命の安全確保を最優先に、事業停止による資金繰りの悪化やサプライチェーンの途絶といった重大な危機を未然に防ぐことが大切です。

BCPは、訓練や計画の見直しを重ねることで実効性を高めていくものです。また、単独での備えには限界があるため、取引先や地域の商工業者との連携による「連携事業継続力強化計画」の構築が、地域経済全体の強靱化につながります。

まずは、自社の規模に合った取り組みから始めましょう。災害対策を日常の経営に組み込み、信用力を高めながら、持続可能な企業づくりを進めていくことが、これからの時代に求められています。

### <参考>

#### ■ 中小企業庁：中小企業 BCP 策定運用指針

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

#### ■ 内閣府：事業継続ガイドライン

ーあらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応ー

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoyou/pdf/guideline202303.pdf>

#### ■ 中小機構：BCP はじめの一步 事業継続力強化計画をつくろう

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>

# 特集 3

FEATURE

## 補助金の加点項目を攻略！

～採択率を高める申請のポイント～

中小企業は、人手不足や物価高騰に伴うコスト上昇等により、厳しい経営環境が続いています。また、賃上げ機運が年々高まる中、中小企業が売上・収益を拡大し、賃上げ原資を確保するためには、労働生産性の向上が不可欠となっています。

そうした中、経営課題の解決を後押しする各種補助金を効果的に活用し、経営を戦略的に前進させることは大変重要です。

そこで、特集3では、中小企業の生産性向上を目的とする補助金の中から、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下、ものづくり補助金）」・「中小企業省力化投資補助金（以下、省力化投資補助金）」・「IT 導入補助金」をピックアップし、採択率を高めるために重要な「加点項目」についてご紹介します。（記事内容は、注釈がない限り令和7年11月1日時点）

### ■ ものづくり補助金とは

ものづくり補助金とは、中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）が、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業等の生産性向上を促進し、経済活性化を実現することを目的とした補助金です。補助対象となる事業枠には、「製品・サービス高付加価値化枠」と「グローバル枠」があります。



ものづくり補助金  
総合サイト

### ■ 省力化投資補助金とは

省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoT 機器等の製品・設備・システムの導入経費を国が補助することで、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げの実現を目的とした補助金です。リスト化された汎用製品を導入する「カタログ注文型」と、個別の業務に特化した専用設備を導入する「一般型」の2種類がありますが、加点措置が設けられているのは「一般型」のみです。



省力化投資  
補助金 H P

### ■ IT 導入補助金とは

IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が、自社の課題やニーズに合ったIT ツール（ソフトウェアやサービス等）を導入する経費の一部を補助することで、業務効率化や労働生産性の向上、DX（デジタルトランスフォーメーション）を支援する制度です。導入するIT ツールや目的に応じて複数の申請枠がありますが、今回の特集では「通常枠」の加点措置について取り扱います。



IT 導入補助金 H P



## ■ 補助金の加点項目とは

補助金の加点項目とは、審査において採択される可能性を高めるプラス要素のことです。

加点項目は、国の政策目標や社会情勢を反映したものが多く、合致した取り組みを行っている事業者は、取り組みを行っていない事業者よりも優先的に採択されやすくなります。

加点項目の中には、事前準備が必要なものがあるため、申請する補助金の加点項目をしっかりと把握し、戦略的に補助金申請することで、採択率アップが期待できます。

### 補助金の加点項目一覧

加 点 項 目		ものづくり 補助金	省力化投資 補助金 (一般型)	IT 導入 補助金 (通常枠)
A	経営革新計画の承認取得	●		
B	パートナーシップ構築宣言の公表	●		
C	再生事業者	●		
D	D X 認定の取得	●		
E	健康経営優良法人の認定	●		●
F	技術情報管理認証の取得	●		
G	J-Startup、J-Startup 地域版の選定	●		
H	新規輸出 1 万者支援プログラム	●※		
I	事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画の取得	●	●	
J	賃金引上げ	●	●	●
K	被用者保険の任意適用	●		
L	えるぼし認定	●	●	●
M	くるみん認定	●	●	●
N	事業承継／M&A	●	●	
O	成長加速マッチングサービス	●	●	●
P	地域経済牽引事業計画の承認取得			●
Q	地域未来牽引企業としての目標提出			●
R	「IT 戦略ナビ with」の実施			●
S	クラウドを活用した IT ツールの導入			●
T	インボイスに対応した IT ツールの導入			●
U	「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の導入			●

※ ものづくり補助金（グローバル枠）のみ

## A 経営革新計画の承認取得

もの補助

省力化

IT

内容：申請締切日時点で有効な「経営革新計画」の承認を取得していること

経営革新計画とは、中小企業が「新商品開発」や「新サービス提供」といった新たな事業活動を通じて経営の向上を目指す中期的な計画です。

この計画を策定し、都道府県知事等の承認を得ることで、補助金申請時の加点の他、日本政策金融公庫による低利融資や販路開拓支援などの公的支援措置を活用できるようになります。また、計画策定により、自社の成長目標と戦略が明確になります。

中小企業庁：「経営革新計画」関連ページ



## B パートナーシップ構築宣言の公表

もの補助

省力化

IT

内容：「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」において宣言を公表していること  
(応募締切日前日時点)

「パートナーシップ構築宣言」とは、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、取引関係の適正化と新たな連携を推進するための制度です。

企業の代表者（経営者）が自らの名前で宣言を行い、公式サイトに公表することで、取引先や地域社会に対して「公正な取引・協働の姿勢」を明確に示す仕組みです。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



## C 再生事業者

もの補助

省力化

IT

内容：「再生事業者（中小企業活性化協議会等の支援を受けて再生に取り組む事業者）」であること

ものづくり補助金における「再生事業者」とは、中小企業活性化協議会等から支援を受け、再生計画を策定中または応募締切日から3年以内に再生計画が成立した中小企業を指します。

支援対象となる計画は、中小機構、産業復興相談センター、(株)整理回収機構、事業再生ADR事業者等が関与する再生計画や、私的整理ガイドラインに基づく再建計画等です。

ものづくり補助金：「再生事業者」の定義について





## D DX 認定の取得

もの補助

省力化

I T

内容：申請締切日時点で有効な「DX 認定」を取得していること

DX 認定制度とは、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード（経済産業省が取りまとめたデジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応）」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度です。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が、本制度に関わる「DX 認定制度事務局」として、各種相談・問い合わせ対応及び認定審査事務を行っています。

経済産業省：「DX 認定制度」関連ページ



## E 健康経営優良法人の認定

もの補助

省力化

I T

内容：「健康経営優良法人 2025」に認定されていること

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度です。

「健康経営優良法人」に認定されると、「健康経営優良法人」ロゴマークの使用が可能となる他、自治体や金融機関においてさまざまなインセンティブが受けられます。

経済産業省：「健康経営優良法人認定制度」関連ページ



## F 技術情報管理認証の取得

もの補助

省力化

I T

内容：申請締切日時点で有効な「技術情報管理認証」を取得していること

企業の重要な技術情報の漏えいリスクを防ぐための仕組みです。国の認定を受けた第三者機関が、事業者の情報セキュリティ管理体制を審査し、認証します。

「技術情報管理認証」を取得することで、自社の情報管理レベルを向上させるとともに、取引先などからの対外的な信頼性を高め、新たなビジネス機会の創出に繋がります。

経済産業省：「技術情報管理認証制度」関連ページ



<b>G</b>	<b>J-Startup、J-Startup 地域版の選定</b>	もの補助	省力化	I T
----------	-----------------------------------	------	-----	-----

内容：「J-Startup」、「J-Startup 地域版」に選定されていること

J-Startup（ジェイ・スタートアップ）は、日本から世界へ羽ばたく革新的な技術やビジネスモデルを持つスタートアップ企業を創出し、官民一体となって集中的に支援する経済産業省の育成支援プログラムです。

2020年からは、全国各地の有望なスタートアップを発掘・育成するため、「J-Startup KYUSHU」、「J-Startup TOHOKU」、「J-Startup CENTRAL」、「J-Startup OKINAWA」等、地域版のプログラムも展開されています。

「J-Startup」ホームページ



<b>H</b>	<b>新規輸出1万者支援プログラム</b>	もの補助 ※グローバル枠のみ	省力化	I T
----------	-----------------------	-------------------	-----	-----

内容：「新規輸出1万者支援プログラム」において登録が完了していること

経済産業省、中小企業庁、日本貿易振興機構（ジェトロ）、中小企業基盤整備機構が一体となって実施する、初めて輸出に挑戦する中小企業等を支援するためのプログラムです。

現在の円安状況を輸出拡大の好機と捉え、これまで輸出経験のない中小企業や地域企業でも速やかに輸出の準備・商談を進められるよう、包括的かつ総合的な支援を提供することを目的としています。

「新規輸出1万者支援プログラム」ポータルサイト



<b>I</b>	<b>事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画の取得</b>	もの補助	省力化	I T
----------	---------------------------------	------	-----	-----

内容：申請締切日時点で有効な「（連携）事業継続力強化計画」を取得していること

「事業継続力強化計画」は、中小企業等が自社の災害リスクを認識し、防災減災のための具体的な計画を立て、その計画を国が認定する制度です。「事業継続力強化計画」は企業が単独で計画を策定するのに対し、「連携事業継続力強化計画」は複数の中小企業や組合等が連携して計画を立てる点が異なります。

これらの計画が認定されると、補助金申請時の加点の他、税制優遇、低利融資といった多様な支援措置を受けられるため、実効性のある防災対策と経営メリットの両立が可能となり、取引先からの信頼向上にもつながります。（特集2、P27参照）

中小機構：BCP はじめの一步 事業継続力強化計画をつくろう





<b>J</b>	<b>賃金引上げ</b>	もの補助	省力化	I T
----------	--------------	------	-----	-----

内容：各補助金が求める加点の賃上げ要件を満たしていること

賃金引上げに関する加点項目は、大きく3つに分けられています。各補助金における3項目の基準値は、それぞれ以下のとおりです。

#### 【賃上げ加点】

もの補助	補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、従業員及び役員の給与支給総額の年平均成長率を <u>4.0%以上</u> 増加、並びに事業所内最低賃金を毎年3月、地域別最低賃金より <u>+40円以上</u> の水準を満たす目標値を設定し、設定した目標値を交付申請時まで全ての従業員又は従業員代表者、役員に対して表明している事業者
省力化	事業計画期間了時点における給与支給総額の年平均成長率 <u>4.0%以上</u> 増加する計画を有すること及び、事業場内最低賃金を毎年3月に事業実施都道府県における最低賃金より <u>+40円以上</u> の水準を満たすことを目標とし、事務局に誓約している事業者
I T	補助金申請額 <u>150万円未満</u> の申請者で、事業計画期間において、以下の要件を全て満たす3年の事業計画を策定し、実行していること ・事業場内最低賃金を地域別最低賃金 <u>+30円以上</u> の水準 ・事業計画期間において、給与支給総額の年平均成長率を <u>1.5%以上</u> ※補助金申請額 <u>150万円以上</u> の申請者は別要件あり（公募要領参照）

#### 【地域別最低賃金引上げに係る加点】

もの補助	2024年10月から2025年9月までの間で、補助事業の主たる実施場所で雇用している従業員のうち、 <u>「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」</u> で雇用している従業員が全従業員数の <u>30%以上</u> である月が <u>3か月以上</u> ある事業者
省力化	2024年10月から2025年9月までの間で、 <u>「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」</u> で雇用している従業員が全従業員数の <u>30%以上</u> である月が <u>3か月以上</u> ある事業者
I T	2024年10月から2025年9月の間で <u>3か月以上</u> 、 <u>2025年度改定の地域別最低賃金未満</u> で雇用していた従業員数が全従業員の <u>30%以上</u> となっていること

#### 【事業所内最低賃金引上げに係る加点】

もの補助	2025年7月と応募申請直近月の事業所内最低賃金を比較し、「全国目安で示された額 <u>(63円)</u> 」 <u>以上</u> の賃上げをした事業者
省力化	2025年7月と応募申請直近月の事業所内最低賃金を比較し、「全国目安で示された額 <u>(63円)</u> 」 <u>以上</u> の賃上げをした事業者
I T	交付申請の直近月における事業場内最低賃金を、2025年7月の事業場内最低賃金 <u>+63円以上</u> の水準にしていること

※それぞれの詳細や留意点等は、各種補助金の公募要領等を参照下さい

K	被用者保険の任意適用	もの補助	省力化	I T
---	------------	------	-----	-----

内容：従業員規模 50 名以下の中小企業が被用者保険の任意適用（短時間労働者を被用者保険に加入させること）に取り組んでいること

厚生年金保険および健康保険の加入が法律で義務づけられている事業所以外であっても、任意適用の申請をすることで、健康保険・厚生年金保険のいずれかまたは両方に加入することができます。

任意適用の申請には、従業員の半数以上が適用事業所となることに同意していることが必要です。事業主が申請し、厚生労働大臣の認可を受けた場合は、従業員全員が加入することになり、保険給付や保険料は、適用事業所と同じ扱いになります。

日本年金機構：任意適用申請の手続き



L	えるぼし認定	もの補助	省力化	I T
---	--------	------	-----	-----

内容：「えるぼし認定」を取得していること

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、「一般事業主行動計画」の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組みの実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組みを行い一定の基準を満たすと、特例認定（プラチナえるぼし認定）を受けることができます。

厚生労働省：女性活躍推進法特集ページ



M	くるみん認定	もの補助	省力化	I T
---	--------	------	-----	-----

内容：「くるみん認定」を取得していること

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、「一般事業主行動計画」を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組みを行い一定の基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。加えて、令和 4 年 4 月 1 日からくるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設されました。

厚生労働省：くるみんマークについて





## N 事業承継／M&A

もの補助

省力化

I T

内容：申請締切日を起点にして、過去３年以内に事業承継（株式譲渡等）により有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）を引き継いでいること

事業承継とは、経営者交代に伴い事業・理念・資産・人材・技術を引き継ぐ取り組みです。親族内承継、従業員承継、M&Aによる第三者承継が主な手法で、後継者不足を背景にM&Aが増えています。

これに関連し、事業承継やM&Aに伴う設備投資、経営資源の引継ぎ、経営統合に要する経費の一部を補助する「事業承継M&A補助金」が整備されています。

中小企業庁：「事業承継」関連ページ



## ○ 成長加速マッチングサービス

もの補助

省力化

I T

内容：申請締切日時点において、中小企業庁「成長加速マッチングサービス」で会員登録を行い、挑戦課題を登録していること

中小企業庁が運営する「成長加速マッチングサービス」とは、事業拡大や新規事業立ち上げなどの成長志向を持つ事業者が、支援者とつながることができるマッチングプラットフォームです。様々な知識と経験を持つ支援者が事業者の挑戦に対し、成長を加速させるための具体的な解決策を提供しています。

中小企業庁：「成長加速マッチングサービス」関連ページ



## P 地域経済牽引事業計画の承認取得

もの補助

省力化

I T

内容：「地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画（I T導入補助金の申請受付開始日が当該計画の実施期間内であるものに限る）」の承認を取得していること

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組みを支援するものです。

地方公共団体が策定した基本計画に基づき、事業者が策定する「地域経済牽引事業計画（地域経済牽引事業の定義：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業）」を、都道府県が承認します。

経済産業省：「地域未来投資促進法」関連ページ



## Q 地域未来牽引企業としての目標提出

もの補助

省力化

IT

内容：交付申請時点で地域未来牽引企業に選定されており、「地域未来牽引企業」としての「目標」を経済産業省に提出していること

地域内外の取引実態や雇用・売上高を勘案し、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの中心的な担い手および担い手候補である企業を「地域未来牽引企業」として選定しています。

選定された「地域未来牽引企業」は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を更に積極的に展開すること又は今後取り組むことが期待されています。

経済産業省：「地域未来牽引企業」関連ページ



## R 「IT 戦略ナビ with」の実施

もの補助

省力化

IT

内容：中小機構が運営するデジタル化支援ポータルサイト「デジ with」における「IT 戦略ナビ with」を交付申請前に行っていること

「デジ with」とは、中小企業のデジタル・IT化を進める際に役立つ情報やツールを提供するポータルサイトです。

「IT 戦略ナビ with」では、「自社の取り組みが同業他社と比較してどうか」という現状と、「どのようにITを活用すればビジネスが成功するか」というストーリーを、IT戦略マップとしてウェブ上で簡単に作成できます。

「デジ with」ポータルサイト



## S クラウドを活用した IT ツールの導入

もの補助

省力化

IT

内容：導入するITツールとして「クラウド製品」を選定していること。

クラウド製品とは、インターネットを通じてソフトウェアやサーバー、ストレージなどのIT資源を利用できるサービスの総称です。

メリットとして、初期コストの削減、導入の迅速性、柔軟な拡張性に加え、自動バックアップによるデータ保全、災害・障害への耐性、場所を問わない利用、常に最新環境を使える点が挙げられます。

政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針





## T インボイスに対応した IT ツールの導入

もの補助

省力化

IT

内容：導入する IT ツールとして「インボイス制度対応製品」を選定していること

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、消費税の仕入税額控除を受けるため、登録番号・税率・税額を正確に記載した請求書（インボイス）の発行・保存を義務付ける制度です。IT ツールの導入により、請求書作成・税額計算・保存が自動化され、ミス防止や業務効率化、法令対応の負担軽減につながります。

国税庁：「インボイス制度」関連ページ



## U 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の導入

もの補助

省力化

IT

内容：導入する IT ツールとして「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を選定していること

「サイバーセキュリティお助け隊サービス」は、中小企業に対するサイバー攻撃への対処として不可欠なサービスをワンパッケージにまとめた、民間の事業者から提供されるサービスです。

IPA：「サイバーセキュリティお助け隊サービス」関連サイト



## まとめ

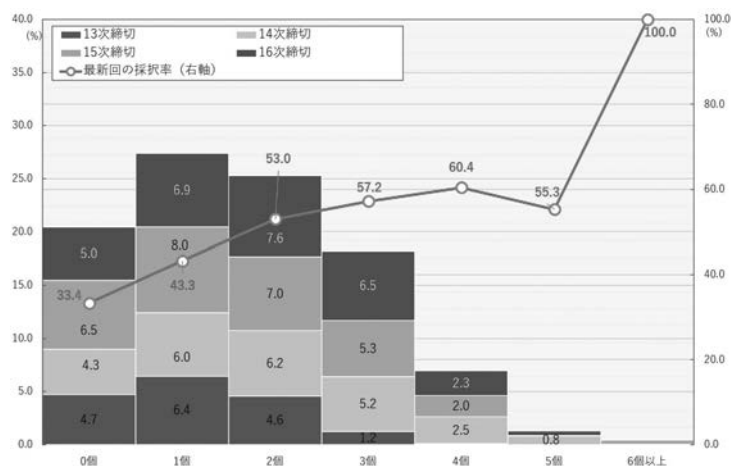
補助金の審査において、加点項目は採択される可能性を高める重要な要素であり、その効果はものづくり補助金の採択率の傾向からも裏付けられています。

実際に最新の採択状況を確認すると、加点項目数が多いほど採択率が上昇する傾向があり（加点項目数5個を除く）、加点項目を戦略的に取得することが採択を有利にする鍵となります。

そのため、各補助金の要件を早期に把握し、必要な認証の取得や計画の策定を戦略的に進めることが重要です。

また、加点措置への対応は、採択率を高めるだけでなく、企業の経営基盤を強化することにもつながりますので、こうした取り組みを積極的に進めることが大切です。

採択率と加点項目の数



出典：ものづくり補助金総合サイト「データポータル」



## 鹿児島県葬祭業協同組合



人が、その人生の最期の幕を閉じた後、ご遺族に寄り添いながら、故人を送るために大切なお手伝いをする方々がいます。

今回は、設立50年を迎え、「安心と信頼の葬祭」を使命に掲げる鹿児島県葬祭業協同組合を訪問し、米丸五男理事長と川田代泰和専務理事にお話を伺いました。

右：米丸理事長（有限会社天国 代表取締役）  
左：川田代専務理事（株式会社積善社 顧問）

### ■ 設立50周年を迎えて

当組合は、昭和49年の設立以来、半世紀にわたり、地域社会に根差した活動を続けてまいりました。現在は、29の組合員が加入しており、共同購買を中核事業とし、人材育成のほか、鹿児島県及び陸上自衛隊を含む関係機関と災害協定を締結する等して今日まで歩んできました。

そして、去る10月16日に、50周年式典・祝賀会を開催することができました。





また、式典の前段の記念イベントとして、タレントの田村淳氏をお招きし、天文館のセンテラス広場で講演会や「イタコト展」を開催することができました。

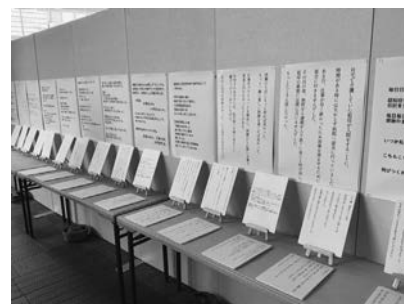
イベントを楽しみにしていた方々のみならず、イベントの開催を知らず偶然通りかかった歩行者含め、好評の声を多数頂戴しました。

こうやって、無事に50周年を迎えることができたのも、これまで組合を支え幾多の困難を乗り越えてきた先達や関係者の皆様のお力添えがあつてのものと大変感謝しています。

### イタコト展とは

自分ではない匿名の誰かの「心のこり」を見ることで、何かを感じ取っていただくことを目的としたイベント。自分の人生や大切な人、今までのこと、これからのことに想いを巡らせることで、自分自身と向き合う機会を提供している。田村淳氏が母親の死をきっかけに株式会社 itakoto を創業。同社では、本イベントの開催以外にも遺書動画アプリの開発等に取り組んでいる。

なお、同氏は、全日本葬祭業協同組合連合会のフューネラルアンバサダーを務めており、新しい葬儀の在り方や人の死への向き合い方などについて提言している。



## ■ 変わりゆく葬祭業界

我々の業界は、少子高齢化に伴う人口動態の変化や消費者ニーズの多様化、大規模資本による異業種からの参入、インターネットを活用した葬儀紹介業者の台頭など大きな転換期を迎えています。

なかでも、通夜や告別式といった儀式を行わず、ご遺体を安置した後に直接火葬する「直葬」や家族や親族、生前の故人と親しかった方のみで行う「家族葬」が都市部を中心に急速に普及しています。

その他、新聞の訃報・おくやみ欄が30年前からすると随分小さくなっていることや幹線道路沿い等で葬儀会場を案内する看板を見かける機会が少なくなったことも業界の変化を象徴する点です。

また、以前であれば、車体の構造に高級木材等を使用し、彫刻や金具飾、漆塗装等の工芸装飾を施した「宮型霊柩車」を目にする機会も多かったと思います。

しかし、時代の流れもあり、最近では外観がシンプルなりムジンが主流となっており、宮型霊柩車が姿を現す機会も少なくなりました。

こうした「簡素化」、「小型化」、「低コスト化」といった流れは、今後も変わらないと考えています。

一方で、家族葬を正しく理解しないまま、言葉のイメージだけに流されて執り行った結果、トラブルになるケースもあります。例えば、亡くなったことを知らされなかった親族より後日、「なぜ声をかけなかったのか」と不満が出ることがあります。



また、葬儀を終えた後も、故人の逝去を聞きつけた親族や友人等が自宅への弔問を希望され、なかなか区切りをつけられないという声も耳にします。

その他にも、費用面を考慮して家族葬を選択したものの、事前の想定よりも負担が重かったというケースもあるようです。

そうしたことが起きないように、家族葬のメリットとデメリットについて事前に正しく理解を促す必要があります。

## ■ 県内における競争環境

団塊世代が後期高齢者となることから、今後も葬儀への一定の需要は見込めるものの、競争環境は熾烈そのものです。

我々のような地域密着型の葬儀専門事業者にとって、競合にあたる大規模な冠婚葬祭互助会や農協等が市場における存在感を発揮していることが大きな一因です。

県外の大規模な互助会は県内にも多く進出しており、大手2社は近隣のエリアに互いに葬祭場を設けるなど激しい競争を繰り広げています。

大手は立派な設備を有しており、知名度もありますが、サービスがマニュアル化しやすく画一的な点があることから、ここに我々の差別化のポイント、つまり生き残る道があると思っています。

## ■ 地域密着だからこそその強み

我々の業界は何かモノを一生懸命作って販売するという類の商売ではありませんし、業種の特性上、積極的な営業を行うということは憚^{はば}られます。

そのため、まずは、いかに地域の方々と繋がり、ご不幸が起きた時に我々の存在を思い出していただけるかが大事です。

次に、葬儀の際に細やかなニーズを汲み取って対応できるかということが事業の成否を分けると考えています。

例えば、地域密着という観点では、地域イベントとして長年グランドゴルフ大会を開催して、積極的に親睦を図っている組合員もいます。

また、葬儀に際し、故人が生前足繁く通っていた温泉のお湯を利用して「湯灌の儀^{*}」を行ったところ、ご遺族の方より大変喜ばれたこともありました。

その他にも、鰻が好物であった故人の祭壇に、鰻を取り寄せて供えたこともありました。通常、生物^{なまもの}を供えることは不適切と考えられていますが、故人の想いを汲んで、そのような対応をさせていただいたところ、ご遺族から大変感謝されました。

一方で、社会的地位の高い方が逝去された場合に、その情報自体を遮断した上で、葬儀を内々に執り行いたいという要望もあります。

そうした場合には、社外や近所の方々に亡くなられた事実を知られることなく進める必要があるため、より一層のきめ細やかさが求められます。



このようなご用命を賜るということは、これまでの経験と実績によるところが大きいのだろうと自負しております。

言うまでもなく、葬儀というのは、故人とご遺族、知人・友人との最後のお別れをする場であり、決してやり直しのきかない大切な儀式です。

そのため、故人の尊厳を守り、ご遺族の意向を最大限尊重しなければなりません。

そうしたお気持ちに寄り添うことができるのが、我々ならではの強みです。

※棺に納める前に、故人の体を湯で拭き清める儀式

## ■ 今後の展望

我々は、社会に欠かせないエッセンシャルワーカーであり、葬祭儀礼文化を継承していくという重要な使命があります。50年という節目を迎え、この先の10年、20年と力強く進んでいくためには、相互扶助の精神を胸に、地域に寄り添う姿勢が不可欠です。

また、日々変わりゆく業界にあって、新しい時代に相応しい葬祭サービスを提供できるかが鍵となってきます。

これからも組合の発展のために、組合員一丸となって歩んで参りたいと考えています。

鹿児島県葬祭業協同組合	
代 表 者	代表理事 米丸 五男
設 立 年 月 日	昭和49年4月
組 合 員 数	29人
所 在 地	鹿児島市谷山港2-4-2 九州陸運協会鹿児島支部2階
主 な 事 業	●棺桶や骨壺等の共同購買 ●教育及び情報の提供 など
電 話	099-261-7420
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="https://www.zensoren.or.jp/osoushikikensaku/tanso/kagoshima/">https://www.zensoren.or.jp/osoushikikensaku/tanso/kagoshima/</a>
組 合 員	天国葬祭、悠善社、積善社、天平會館、公善社、泉公益社、大蔵堂、吉本葬祭、アート、まつもり公益社、大隅葬儀社、博善社、田中葬儀社、まごめ葬儀社、加世田葬祭、青葉社互助センター、京殿、塗木葬祭、川辺葬祭、川平葬祭、宮迫葬儀社、二宮葬祭、福田葬儀社、今福葬祭香華社、アキホ総業、横山典礼、屋久島葬祭、堀之内葬祭、みち葬祭ひびき

取

材

後

記

日々、故人の尊厳に向き合い、最後のお別れという人生の大事な場面に立ち会う重要な役割に改めて畏敬の念を抱きました。

また、遺体の国際輸送など普段は耳にすることができない話を伺うこともでき、大変興味深いインタビューとなりました。



# 前途彩々

～女性活躍推進企業を訪ねて～



## 斯文堂株式会社



今号では、「モット、カゴシマヲオモシロク。」をキャッチコピーに、印刷出版事業を核として地域の情報発信等に取り組む斯文堂株式会社を訪問し、出版編集、総務、企画デザイン、営業の分野で活躍される4名の社員の皆様に、職場の魅力やキャリアへの挑戦等についてお話をいただきました。

取材にご対応いただいた皆さん /



**神宮司聡子さん**

(制作部／出版編集室)

入社以来、約17年にわたりタウン情報誌「TJカゴシマ」の制作に携わり、今は Web 版と SNS 発信の中核を担う。鹿児島の魅力発信に力を注ぐ一方、休みの日はゆるりと過ごしエネルギーを充電している。



**谷山泉さん**

(総務部／総務課)

ご主人が営業部署に勤務しており、その安心感から入社。双子のお子さまがバレエ部に所属していたが、部活を卒業したことでその応援が一段落。最近は思い出の試合動画を楽しんでいる。



**下川床芽生さん**

(制作部／企画デザイン室)

短大で磨いたデザインスキルを生かせる環境を求め、地域の魅力を発信する当社への入社を決意。イラストや小説、レジン制作など多彩な創作活動を楽しみながら、日々の仕事にも新しい発想をもたらしている。



**池田そらさん**

(印刷出版事業部／営業課)

当社初の女性営業社員として入社。「ものづくりを通して地元貢献したい」という思いが原点。編み物やベーグル作りなど手先を使う趣味を持ち、いつか東北や北海道など寒い地域にも訪れてみたいと話す。



## —まずは、皆さんの入社のきっかけを教えてください。

池田さん：私は就職活動の軸として「ものづくりを通して地元貢献できること」を掲げていました。当社のキャッチコピー「モット、カゴシマヲオモシロク。」を見たとき、ぴったりだと感じ、面接を受けました。面接で感じた社員の明るい雰囲気も、「この人たちと働きたい」と思えた大きな決め手です。

下川床さん：私は県外の短大でデザインのスキルを学んでいました。そのスキルを活かすなら地元鹿児島だと考えて企業を探していたところ、求人サイトで当社の募集を見て、自分が学んだ内容と仕事内容が一致していることを感じ、入社を決めました。

神宮司さん：私は勤続18年になりますが、入社のきっかけは正直なところ「なんとなく」だったかもしれません（笑）。もともと本が好きで、「本に関わる仕事ができればいいな」と考えていたところ、友人が当社に応募したと聞き、「私も応募してみようかな」と思ったのが始まりです。特別な思い入れがあったわけではなかったものの、18年間続けてこられたのは、この職場の「人」に恵まれているからだと思っています。

谷山さん：夫が当社で働いていた安心感が大きかったです。夫から「働いている人はみんないい人だよ」と聞いていたので、総務の仕事は未経験でしたが、長く勤めている方が多いことも安心材料となり、入社を決めました。

## —「地元に対する思い」、「直観」、「安心感」など、入社のきっかけは様々ですが、皆さん人間関係に対する思いを抱いているのがわかります。

下川床さん：私はデザイン業務と刷版を担当していますが、制作部と印刷出版事業部など、他部署との連携は欠かせません。当社には世代や年齢の違いはありますが、壁がないことを感じています。休憩時間に、年上の先輩方ともゲームやアニメといった趣味の話で盛り上がるので、仕事のやり取りも非常にスムーズで、気軽に相談に行ける雰囲気があります。

神宮司さん：メンバー同士の関係がとても良く「実家みたいな安心感」があります。意見がぶつかって言い合いになることもありますが、引きずらずにすぐ通常運転に戻れる関係性です。大変なことがあっても、お互いに励まし合える環境が心強い支えになっています。

谷山さん：夫の話で聞いていた通り、一緒に働く方々は皆さん優しく穏やかで、とても働きやすさを感じています。以前、社員総出で懇親を兼ねたソフトバレーボール大会が開かれ、部署や年齢を超えたコミュニケーションが図られました。池田さんと下川床さんが入社した頃で、若手社員が早く職場になじむことを目的としていたと思いますが、この大会を通してフラットな関係性が生まれ、円滑なコミュニケーションにつながったと感じています。



インタビューの様子

## ー池田さんは当社で初の女性営業社員とのことですね。

池田さん：当初は営業職を希望していたわけでもなく、自分の性格が営業に向いているとは思っていませんでしたが、お客様と関わる中でご要望を伺い、今ではそれを形にして喜んでいただけた瞬間に大きなやりがいを感じています。

～営業課の先輩社員 盛満さん にもお話を伺いました～

盛満さん：池田さんが入社すると分かった時は、当社初の女性営業社員ということもあって、部署の社員も自然と片付けなどに気を配るようになりました（笑）。今では、業務にもすっかり慣れ、仕事ぶりもとても優秀です。池田さんに営業先を引き継いでから、以前より多くの仕事をご依頼いただけるようになったお客様もあり、その活躍が社内でも期待されています。



営業課 盛満さん

## ープライベートとの両立について教えてください。

谷山さん：総務部は自分のペースで仕事を進められるので、自分で仕事を組み立てることができ、子どもの学校行事など家族の都合に合わせて休みも取得しやすい環境です。休みが取りやすいのは、上司が率先して有給を取る文化が浸透しているおかげでもありますね。最近では、子どもが中学3年生で部活動を引退したので、ようやく土日ゆっくり過ごせるようになりました。子どもたちのバレーボールへの熱中ぶりを見てきましたが、これからは夫婦二人で日本中を旅行したいなと思っています。

## ー月刊タウン情報誌「TJ カゴシマ」の休刊には、我々読者も驚きました。



TJ カゴシマ最終号

神宮司さん：新卒で入社してから約17年間、誌面の制作に携わってきたので、休刊が決まったときは正直驚きました。現在は、「TJ カゴシマ」の知名度を生かして Web や SNS での情報発信に力を入れています。私はその運用を担当しており、取材先の選定から取材、記事作成まで行っています。おかげさまで、Instagram のフォロワー数は現在15,000人を超えています。営業の武器にもなっていると聞いていますので、今後も情報発信の価値をさらに高め、当面の目標としてフォロワー5万人を目指しています。鹿児島県の魅力を伝えていきますので、ぜひフォローをよろしくお願いします。

# TJカゴシマ

Instagram のフォロー、  
HP のブックマークはこちらから



HP



Instagram



## —最後に、今後の抱負をお聞かせください。

池田さん：当社は印刷物だけでなく、看板やロゴ制作、動画制作など商材が幅広いので、商材知識を深めたいと考えています。要望を聞いて「一度持ち帰ります」ではなく、その場でお客様に「これもどうですか？」と提案できるように、提案力を高めることが目標です。また、より効率的に働けるよう、業務改善にも挑戦したいです。

下川床さん：今はお客様のリクエストに対するデザインが主な業務ですが、今後はオリジナルのイラストを用いた動画制作などにも挑戦してみたいです。制作部では動画制作に取り組んでいる先輩が近くにおり、会社もスキルアップのための資料や環境を整えてくれているので、積極的に新しい分野に挑戦していきたいです。

谷山さん：総務の仕事は経験が浅いので、もっと勉強して会社に貢献できるよう頑張りたいです。将来的には、商業系の知識を深めることや、誰が見てもわかりやすいマニュアルの整備を行い、業務の標準化を進めたいと考えています。

### 会社紹介

当社は、鹿児島に根差した印刷・出版の老舗企業です。地域メディアとしての編集・情報発信をはじめ、人材サービスや施設運営など、時代の変化や地域のニーズを的確に捉えながら多様なサービスを展開し、「地域パートナー」として鹿児島の発展に貢献してきました。

こうした取り組みの一環として、2023年には「警備事業部」を立ち上げ、建設現場での交通整理やイベント警備といった第2号警備業務にも参入し、地域の安心・安全を支える体制を構築しています。



### 斯文堂株式会社

代 表 者	代表取締役社長 高崎 慶太
設 立 年 月 日	創業：昭和22年11月 法人改組：昭和26年2月
所 在 地	鹿児島市南栄2丁目12-6
電 話	099-268-8211
H P	<a href="https://shibundo.jp/">https://shibundo.jp/</a>

取材  
後記

取材を通して、温かい職場と社員同士の信頼関係の強さを感じました。世代や部署を超えた交流が自然に行われ、趣味や創作活動の感性を仕事に活かす姿が印象的で、地域への思いと挑戦心にあふれる職場だと実感しました。

## 創立50周年記念講演会を開催 ～鹿児島県中小企業団体中央会青年部会～

10月24日、かごしま Biz ホールにおいて、鹿児島県中小企業団体中央会青年部会（以下、「青年部会」）の創立50周年記念講演会が開催されました。

青年部会は、昭和50年7月に鹿児島県中小企業団体中央会の支援組織として組合組織の活性化と次代を担う青年経営者の育成を目的に、会員11 団体により設立されました。以来、青年部講習会や研究会の開催をはじめ、チャリティ活動や「かごんまわっぜかフェスタ」等の各種事業を展開し、会員の資質向上と青年部組織の活性化に取り組んできました。

現在の会員数は21会員（団体20、個人1）で、堂園春樹会長（鹿児島県漬物商工業協同組合青年部会）が第13代会長を務めています。

冒頭、堂園会長は「創立50周年を迎えることができたのは、歴代会長をはじめ、OB の皆様、そして会員の皆様のたゆまぬご尽力の賜物である。今後も青年部組織の活性化を通じて、中央会と県内経済の発展に貢献したい。」と挨拶されました。

記念講演会では、株式会社吉開のかまぼこ 代表取締役社長 林田 茉優 氏を講師に迎え、「後継者不在の時代にこそ、“志” が継ぐ力となる」をテーマにご講演いただきました。

林田氏は福岡県出身で、大学在学中に中小企業の後継者問題に関心を持ち、休業していた老舗「吉開のかまぼこ」の再生支援に携わりました。その後、2021年に代表取締役社長に就任し、創業130年以上の伝統を受け継ぎながら、「完全無添加」にこだわったかまぼこづくりを継承。商品開発やSNS を活用した販路拡大を進め、地域に根ざした伝統産業の再生モデルを築いています。

講演では、自身の歩みや企業再生での試行錯誤、ブランド刷新にかけた思い等を紹介し、後継者不在の時代において事業承継はもはや「血縁の継承」ではなく「理念の継承」へと移り変わっていると強調されました。

参加者は、創立50周年という節目に立ち、自らの活動の意義を改めて認識するとともに、講演を通じて経営への新たな視点を得て、自社の将来を見つめ直す良い機会となった様子でした。

講演終了後の懇親会には、第7代会長の岩重昌勝氏（鹿児島県中小企業団体中央会副会長）、第12代会長の宮武秀一氏も参加し、世代を超えて親睦を深めました。



堂園春樹会長



記念講演会の様子



## レディース中央会全国フォーラム in あいち参加

10月29日(水)、愛知県名古屋市のANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋において、全国中小企業団体中央会・全国レディース中央会主催、愛知県中小企業団体中央会・あいち女性中央会共催による「レディース中央会全国フォーラム in あいち」が開催されました。

本フォーラムは、組合女性部等の特色ある取り組みや中小企業の経営者として活躍する女性の具体的な取組事例を紹介し、意見交換や研究討議等を通して女性経営者の資質向上や組合女性部の組織化・発展等に資することを目的に毎年開催されており、全国の中小企業の女性経営者等が約200名参加し、本県からは12名参加しました。



全国レディース中央会吉田会長による挨拶

### ◆愛知の産業史を学ぶ基調講演・地域の枠を超え交流するグループディスカッション

フォーラム1コマ目は名古屋市出身で元衆議院議員の大塚耕平氏による「愛知の歴史に学ぶ産業史」と題した基調講演があり、古代からの地理的変遷、戦国時代における城下町の発展、明治維新以降の自動車産業等の主要産業の発展などについて、日本経済の現代的な課題と関連づけながら学びました。

2コマ目は、マラニカ代表の佐々木昌美氏による進行の下、全国フォーラム初めての取組みとしてグループディスカッションがあり、「地域の特色ある産業や取組み（お国自慢）」をテーマに地域の枠を超えて活発な意見交換が行われました。

### ◆愛知らしさ満点のおもてなし

フォーラム終了後は開催県主催で交流懇親会が開催されました。名古屋市を拠点に活動しているどまつりダンスチーム「kagura」による歓迎アトラクションでは、派手な音楽と圧巻のパフォーマンスで大いに盛り上がり、懇親会中盤には、SNSで話題となり、今年名古屋観光特使に任命された「サックス侍」による演奏が行われ、謎めいた侍姿と心地よい音色で会場を魅了しました。



どまつりダンスチーム「kagura」による  
パフォーマンス

また、フォーラム会場では物産展も同時開催され、愛知県の魅力あふれる特産品のほか、石川県中小企業団体中央会女性部による能登復興支援ブースが設けられ、能登地区の女性部会員の取り扱う逸品が販売されました。

## サイバー攻撃の実態とその備えについて学ぶ ～ネットワーク活用セミナーを開催～

10月16日、かごしま Biz ホールにおいてネットワーク活用セミナーを開催しました。「鹿児島県内におけるサイバー攻撃の実態とその備え」をテーマに2部構成で講演を行いました。

第1部では、鹿児島県警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課の岩切優典氏より「企業に起こりうるインターネットに関する犯罪事例」についてご講演いただきました。

第2部では、損害保険ジャパン株式会社鹿児島支店担当者より、「被害にあった場合のリスクと備え」について解説いただきました。

講演では、全国的にサイバー犯罪が増加しており、県内でも検挙件数が上昇傾向にあることが紹介され、被害の未然防止には、ソフトウェアの更新やパスワードの強化など、基本的な対策を日常的に実施することが重要であると強調されました。

また、万が一被害に遭った場合は警察へ早期相談が重要であり、調査や復旧対応に多額の費用を要するケースもあることから、保険への加入といった事前の備えが有効であることも説明されました。



セミナーの様子

## 視察研修（南九州市）の実施 ～鹿児島県中小企業団体事務局協議会～

10月21日、鹿児島県中小企業団体事務局協議会（賀籠六和文代表幹事）が視察研修を実施し、株式会社製茶工房ちらみ、鹿児島県川辺仏壇協同組合、株式会社エヌチキンを訪問しました。

知覧茶を生産する株式会社製茶工房ちらみでは、複数農家が連携し、茶畑の環境整備や温度管理を徹底しながら高品質な知覧茶を安定供給する体制について説明を受けるとともに、生産工程を見学しました。

鹿児島県川辺仏壇協同組合では、熟練職人による伝統工芸技術の継承と、日用雑貨の商品開発等の取り組みを視察し、金箔をあしらった「マイ箸づくり」体験も行いました。

株式会社エヌチキンは、種鶏・親鶏の処理から製造・加工までを担う国内有数の企業で、単一工場として日本最大の処理羽数を誇ります。外国人材を積極的に活用しており、職場環境の整備やキャリア形成支援等、多様な人材活用の実践についても説明を受けました。

参加者は、地域資源の活用や多様な人材活躍の促進等、昨今の取り組むべき課題に繋がる内容に高い関心を示し、意見交換も活発に行われるなど有意義な研修となりました。



視察研修の様子



## M&A や事業承継について学ぶ ～経営強化・運営改善研究会を開催～

10月24日、鹿児島県中古自動車販売商工組合（新園康男理事長）を対象に、経営強化・運営改善研究会を開催しました。

講師に、株式会社日本M&Aセンター九州支社コンサルタント戦略営業部 コンサルタント 高橋 栄 氏をお招きし、「昨今のM&Aや事業承継の状況について」をテーマに講演いただきました。

講師の高橋氏は、M&Aの手順や近年のトレンド、事業承継の方法等について説明し、「M&Aには相応の時間を要するため、選択する・しないも含め早急に方針を検討すべきである。また、最善の判断をするためにもM&Aに関連する正確な知識を持って欲しい」と締めくくりました。

参加者は、M&Aに対する誤解や偏見について認知し、改めて正確な情報に触れることができました。



組合オークション会場で開催された研究会の様子

## 社員のやる気を引き出す「言葉の力」について学ぶ ～人材確保・人材育成講習会を開催～

10月30日、かごしま Biz ホールにおいて、人材確保・人材育成講習会を開催しました。

講師に、リアライズ有限会社 代表取締役 川添 まり子 氏をお招きし、「社員のやる気を引き出す『言葉の力』～ペップトーク&質問力～」をテーマに講演いただきました。

ペップトークとは、行動プロセスを力強くサポートし、モチベーションを維持させるための言葉がけの技術です。

川添氏は、部下が失敗を恐れず挑戦できる環境づくりや、主体性・探究心を引き出すリーダーの関わり方を解説しました。また、他者を支援するうえでリーダー自身の心のケアが不可欠であること、AI時代だからこそ人間固有の強みを理解し伸ばす視点が重要であることが強調されました。

参加者は、人間力を育み部下のモチベーションや主体性を引き出すコミュニケーション技術の具体的なノウハウを学ぶことができました。



講習会の様子

## 新たな外国人育成就労制度について学ぶ ～外国人技能実習制度適正化講習会を開催～

10月31日、ホテルレクストン鹿児島において外国人技能実習制度適正化講習会を開催しました。

講師に、全国中小企業団体中央会 事務局次長 佐久間 一浩 氏をお招きし、「育成就労制度によって何が変わるのか～外国人雇用を巡る展望～」をテーマに講演いただきました。

技能実習制度は廃止され、令和9年度より新たな在留資格「育成就労制度」へ移行する予定であり、外国人雇用を取り巻く制度の枠組みは大きな転換期を迎えています。講演では、現行制度との主な変更点や、監理団体から「監理支援機関」へ移行する際の要件、今後の展望等が解説されました。

参加者からは、運営体制の見直しや制度移行後の実務対応等、不安の声も聞かれましたが、今後の情報収集の重要性や早期の体制整備の必要性を改めて認識した様子でした。



講習会の様子

## 視察研修（長島町・上天草市）の実施 ～鹿児島県食品産業協議会～

11月6日～7日、鹿児島県食品産業協議会（藤安秀一会長）が視察研修を実施し、鹿児島県長島町、熊本県上天草市の食品・観光関連企業等を訪問しました。

1日目は長島町の東町漁業協同組合、長島研醸有限会社を視察しました。東町漁協では、HACCP 認証に基づく徹底した衛生管理のもと、「鰯王」の加工・出荷が行われており、その工程を見学しました。長島研醸有限会社では、町内5蔵の共同体制で製造される本格焼酎「さつま島美人」のブレンド、瓶詰、出荷工程を見学し、地域連携型の焼酎づくりの現場を学びました。

2日目は上天草市で有限会社明成と藍の村観光株式会社を訪問しました。有限会社明成では熊本地鶏「天草大王」の育成・加工体制を見学し、徹底した飼養管理と衛生基準に基づく生産手法への理解を深めました。藍の村観光株式会社では、観光複合施設「リゾラテラス天草」を中心とした地域資源活用型の観光戦略の説明を受け、多機能連携による観光拠点形成の取り組みを視察しました。

参加者は、各社の高度な品質管理や地域資源を生かした製品・サービスづくりに触れ、今後の事業展開や地域連携に活かす多くの示唆を得ました。



視察研修の様子

# 外国人材雇用の ABC



ブリック労働法務事務所  
代表 橋本 裕介

## 【在留資格制度と外国人雇用】

外国人が取得することのできる就労系の在留資格は、数多くの種類が存在します。在留資格とは、外国人1人につき1資格が原則で、在留資格の取得によって法令により定められた職種や業務に従事することができます。

在留資格の取得には、その種類ごとに様々な固有の要件が定められており、その理解が不十分であれば、不法就労につながります。（外国人を不法に雇用したり、不法就労を助長したりする行為には、不法就労助長罪が適用され5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます。）

そのため、企業担当者は外国人を雇用するにあたって、しっかりとした在留資格制度への理解が必須です。

以下に述べる在留資格は多くの外国人が取得しています。特に、同一企業内で働く外国人が複数いる場合には、企業担当者は誰がどの在留資格を所持しており、どのような仕事をしているかを不法就労防止のために、定期的及び部署異動等のイベントごとにチェックすることが重要です。

### 1. 技術・人文知識・国際業務

専門的な技術や知識を持っている人材、または国際業務に従事するための在留資格。

工事現場や工場内作業などの現業職種は原則就労不可。例えば、宿泊業では通訳、翻訳業務は就労可能であるが、配膳や清掃は就労不可となります。

### 2. 経営・管理

企業の経営または管理業務を行うための在留資格。

例えば、飲食店の経営への参画は可能であるが、自らが調理人としての就労は不可となります。

### 3. 介護

介護福祉士としての業務を行うための在留資格。技能実習や特定技能からステップアップも可能です。

### 4. 特定技能1号

人手不足が問題となっている建設や製造業などの16分野での就労を目的とする在留資格（通算して5年間が上限）。通訳や生活支援などを行う登録支援機関の支援を受けての雇用が一般的です。

### 5. 特定技能2号

事実上の特定技能1号の上位資格で、さらに高度な技術を要する分野での就労を目的とする在留資格（就労期間上限なし）。家族の帯同も可能となり、将来的に永住権の取得も可能となります。

### 6. 技能実習

日本で技能を習得し、母国に技術移転することを目的とする在留資格（最大5年間実習可能）。2027年までに育成就労制度へ移行予定。新たな育成就労制度は1年から2年で外国人都合の転籍が認められる予定です。職場定着のための労務管理上の工夫が求められます。

（連載全4回中3回目、次回掲載は2月号）

## テーマ

### 第111回「総会の続行手続き」について

総会の議事が予定した時間内で終わらないときは、  
どのような手続きを行えばよいでしょうか。



はい！お答えします！

組合法第53条の3により、総会内で後日の総会日時及び場所を含む「続行」を決議することができます。この決議を経て後日開かれる総会を「継続会」といい、最初に開いた総会と同じ総会が続いているもの（総会の同一性の保持）として取り扱います。

継続会の開催日が当初の総会から2週間以内であれば、改めて招集手続きを行う必要はありませんが、継続会の日時・場所は組合員に十分な周知を図ることが望ましいです。

継続会で議決権を行使できるのは、最初の総会に出席することができた組合員はもちろんのこと、当初欠席していた組合員も権利を行使することができます。また、最初の総会で提出された委任状は継続会においても引き続き有効です。

なお、総会成立後、議事に入る前に開催日を改めることを「延期」といい、続行と同様の手続きで継続会を開催することができます。



詳しいことは中央会職員へ質問してほしいぶ～



## 中小企業組合士試験問題にチャレンジ！

次の1～5に掲げる事項に関する記述として誤っているものを、ア～ウからそれぞれ1つ選びなさい。



### 1. 就業規則について

- ア 法律の改正に伴って就業規則を変更して、所轄労働基準監督署に届け出る場合は、労働者代表の意見書の添付は必要ない。
- イ 就業規則の変更にあたって労働者代表の意見を聴く場合、その労働者代表は監督または管理の地位にある者であってはならない。
- ウ 就業規則の変更にあたって労働者代表の意見を聴く場合、その事業場に労働組合があっても、加入している労働者が少ない場合、その労働組合が労働者代表になれないことがありうる。

### 2. 有期雇用労働者の処遇について

- ア 有期雇用労働者から求めがあったときは、通常の労働者との間の待遇の相違の内容や理由について説明しなければならない。
- イ 有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口の設置は、事業主の義務である。
- ウ 有期雇用労働者を雇い入れたときは、昇給、退職手当、賞与の有無を明示しなければならないが、この明示は口頭でもよい。

### 3. 時間外労働・休日労働に対する割増賃金について

- ア 法定休日の労働に対しては、通常の賃金の35%以上の割増賃金を払わなければならない。
- イ 1か月に60時間を超える時間外労働に対しては、通常の賃金の50%以上の割増賃金を払わなければならない。
- ウ 時間外労働が1か月に60時間を超えた場合であっても、労使協定で定めるところにより代替休暇を取得させた場合は、支払うべき割増賃金は60時間分のみとなる。

### 4. 解雇について

- ア 産後休業が終了した従業員であっても、解雇予告手当を支払えば即時に解雇することができる。
- イ 解雇が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、その解雇は無効となる。
- ウ 解雇の40日前に解雇の予告を行った場合、解雇予告手当の支払いは必要ない。

### 5. 育児休業および育児中の従業員に関する制度について

- ア 小学校就学前の子1人を養育する従業員は、年5日まで子の看護休暇を取得できる。
- イ 従業員が本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た場合、事業主は、育児休業制度について知らせるとともに、休業取得の意向を確認するための措置を講じなければならない。
- ウ 育児休業は、介護休業と異なり分割して取得することはできない。

令和7年9月 情報連絡員報告

令和7年9月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

【前月比】

「業界の景況」が5ポイント、「売上高」が12ポイント、「収益状況」が4ポイントそれぞれ改善しているが、全体的にマイナス水準から改善するまでには至っておらず、厳しい環境が続いている。

引き続き様々な業種で、人件費や物価の高騰への対応に苦慮している様子がうかがえる。

【DI 値 前月比】

	前月 令和7年8月	今月 令和7年9月	比較結果
業界の景況	-18	-13	↗
売上高	-17	-5	↑
在庫数量	-5	-5	→
販売価格	8	8	→
取引条件	-5	-4	→
収益状況	-20	-16	→
資金繰り	-12	-11	→
設備操業度	-4	-6	↓
雇用人員	-7	-10	↓

※比較結果（数値の範囲） ↑ = +10以上   ↗ = +5～+9   ➡ = 0～+4   ✖ = -9～-1   ↓ = -10以下

※ DI 値：前年同月と比較して「好転（増加・上昇）」したとする回答数から「悪化（減少・低下）」したとする回答数を差し引いた値

（※その他の動向は以下の通り）

【前年同月比】

「売上高」が12ポイント改善したが、「資金繰り」が2ポイント、「雇用人員」が4ポイント悪化しており、「業界の景況」「収益状況」は依然として低い水準にある。

商店街では、人手不足により個店単位では対応しきれない局面が見られるなか、建設業では金利の上昇が資金繰りなどに影響を与えている様子がうかがえる。

【DI 値 前年同月比】

	前年 令和6年9月	今月 令和7年9月	比較結果
業界の景況	-17	-13	➡
売上高	-17	-5	↑
在庫数量	-2	-5	↓
販売価格	7	8	→
取引条件	-2	-4	↓
収益状況	-17	-16	→
資金繰り	-9	-11	↓
設備操業度	-4	-6	↓
雇用人員	-6	-10	↓

製 造 業

食料品（味噌醤油製造業）

9月も8月に続き底堅い動きで推移した。ただ、原材料をはじめ光熱費や人件費の高騰などが続く中、個人消費が低調であるため、特に小規模零細事業者は、顧客離れを懸念し、価格転嫁が難しい状況にある。それらの事業所は、適正な製品価格の見直しが進まなければ、企業体力に制約があるため、いつまでも続くはずもなく先行きに大きな不安を抱えている。

食料品（酒類製造業）

（令和7年9月分データ）（単位：kℓ・％）

区 分		R6.9	R7.9	前年同月比
製成数量		14,629.2	14,508.8	99.2%
移出数量	県内課税	2,641.1	2,363.3	89.5%
	県外課税	3,686.0	3,963.9	107.5%
	県外未納税	2,258.2	1,876.0	83.1%
在庫数量		186,193.1	184,257.0	99.0%

食料品（漬物製造業）

外国人労働力により、人手は足りている。しかし、10年後～20年後の労働力のシミュレーションが必要である。

食料品（蒲鉾製造業）

業界紙によると、8月の冷凍すり身の輸入量は前年同月比でスケソウダラが20％減少し、イトヨリタイも23％減少した。主原料であるため、厳しい状況である。また、練り製品の生産量は3％減少した。1組合員が廃業し、組合運営に支障がでている。10月はおでんのシーズンに入るので、練り製品の売上に期待している。

食料品（鯉節製造業）

9月になったが、売上が伸び悩んでいる。水揚げ価格は下げ止まりしている。

食料品（菓子製造業）

敬老の日やお彼岸等のイベントにより、お土産用のお菓子は売れたようである。しかし、猛暑日が続く、高齢者が外出を控えるため、店頭販売は厳しいようである。

食料品（茶製造業）

共同販売実績の前年度売上対比は141.5％となり、前年同月売上対比は27.1％となった。



### 大島紬織物製造業

大阪万博で紹介したミャクミャク柄の大島紬は、海外の方にとっても人気があった。また、試着体験も多かった。

### 本場大島紬織物製造業

検査半数は28%減少した。8月は地元販促イベントとふるさと納税の売上があった。

### 木材・木製品

全国的に住宅用木材実需不振が続く中で、価格や取引量等地場における市況に好転の兆しが見えず、非常に厳しい状況である。9月の出荷量は微増したものの、販売単価は対前年比で大幅に下落した。物価高騰が続く中、コストに見合う価格転嫁が難しいとの声があがっている。下半期は実需回復を期待したいところであるが、先々が懸念される。

### 木材・木製品

鹿児島県の7月分の新設住宅着工戸数は、499戸で前年同月比84%、うち木造は、362戸で同109%、木造率は72.5%と4月からの改正建築基準法の施行（4号特例の対象縮小）に伴う駆け込み需要の反動減も、ようやく落ち着いてきた模様である。また、県産スギ丸太4m中目材の8月の価格は、C材丸太の価格が弱含み、若干下がっており前年同月比96.6%となっているが、前月と比べると持ち直している。一方、スギ製品の柱角の8月の価格は、前年同月比100%、KD材は同104%と昨年と比べてほぼ同額である。製材所は今月も原木高の製品安が続いており、厳しい環境となっている。

### 生コン製造業

出荷量は80,900m³であり、対前年度比で官公需・民需合計で84.7%となった。対前年度比で、官公需・民需合計では5地域が増加し、増加率の大きい順に宮之城124.9%、与論島35.2%、垂水桜島27.3%となっている。一方、13地域が減少し、減少率の大きい順に沖永良部65.5%、種子島44.1%、大隅36.2%となっている。鹿児島地区は、対前年度比で官公需105.7%、民需86.2%、官公需・民需合計で92.0%となっている。

### コンクリート製品製造業

9月度の出荷量は、5,151トンの前年度同月比101.7%となった。出荷量は鹿児島地区、大隅地区にて前年度同月比を下回り、他地区は前年度同月比にて同等若しくは上回った。鹿児島地区において、前月度は前年度同月比で4ヶ月ぶりに上回ったが、今月で、前年度同月比68%と下回る結果となった。9月度の受注量も芳しくなく、今後の受注量増加に期待したい。

### 鉄鋼・金属（機械金属工業）

見積依頼も出始め、忙しくなったが、価格は下落傾向である。来年前半までは、厳しい状況が続くと見込まれるため、今後も受注できるか心配である。

### 印刷業

活版印刷の祖である本木昌造氏の命日が9月3日であることに由来し、例年9月は、印刷業界において「印刷の月」と題して組合行事を行っている。今年は、没後150年を記念して、出生の地である長崎県で記念行事が行われ、九州各県からも行事への参加、協賛などが行われた。

## 非製造業

### 水産物卸売業

対前年同月比で、数量93.6%、金額107.5%、単価114.9%となり、仲卸取引では、数量103.5%、金額106.4%、単価102.8%となった。また、対前年比で、数量111.6%、金額114.4%、単価99.8%となり、仲卸取引では数量102.3%、金額99.3%、単価97.1%となった。黒潮大蛇行が終息したことにより、漁獲量が徐々に増加している。初カツオ（春）については、漁獲量がかなり減少していたが、8月には徐々に回復し、取引も増加している。これから戻りカツオ（秋）の旬を迎えるので、明るい兆しである。

### 燃料小売業（LPガス協会）

10月積みサウジアラムコ産の液化石油ガスはプロパン495ドル（前月比△25）、石油化学原料のブタンが

475ドル（前月比△15）であり若干下がった。LPガスは不需要期であり、極東は猛暑により家庭用需要が低迷している。米国市場を見ると、不需要期を迎えても需要は堅調であり、中国向けの関税引下げ措置は90日間延長され、6月を底に増加した。追加入港料賦課により、中国の中東へのシフトが続いている。

### 中古自動車販売業

9月に入っても残暑が厳しく、来店客が少ない状況は続いている。円安により輸出が好調である一方、オークション価格の高騰が続き、仕入困難となり、在庫不足に陥っている。

### 青果小売業

異常気象の影響で作物の不作や良品の入荷が少なく、販売数量も減少傾向にある。

## 農業機械小売業

米の価格が高騰しているため、景況感は上昇しているが、売上は横ばいである。将来への不安が起因していると予想される。

## 石油販売業

原油動向は、OPEC プラスの増産により、若干の下げ基調で推移したため、小売価格に大きな影響はなかった。また、ガソリン税旧暫定税率の年内廃止法案の行く末に注視している。年内に法案が成立すると、業界の在庫評価損が業績悪化を招く恐れがある。

## 鮮魚小売業

前年に比べ、台風の接近が少なかったが、状況にあまり変化はなかった。しかし、サンマは大きく太ったものが多く、入荷すると市場は活気づいた。

## 商店街（始良市）

国道通行止めの迂回路として通りが使われているため、車両の通行は多いが、顧客数は伸び悩んでいる。

## 商店街（鹿児島市）

9月は、引き続き盛り上がり欠ける商戦となっている。人手不足・賃金の上昇・物価上昇などが重なり、個店では対応できない状況になりつつある。商店街にある3つのドラッグストアは、インバウンドの特需により売上が20%以上増加するなど恩恵を受けているが、その他の店舗はあまり影響を受けていない。10月に入り、商店街全体がイベントやクリスマスイルミネーションの準備を始めている。

## サービス業（旅館業 / 県内）

前年比87%となった。今後、冬期に向けて感染症対策を十分に講じていく。

## 測量設計業

8月上旬、県北部を中心とする大雨により県土が被災した。河川復旧・道路復旧等慌ただしい1ヶ月となった。業界全体は、技術者の高齢化が大変進んでおり、若手技術者の育成が課題となっている。

## 建築設計監理業

9月の公共団体等の入札状況は、件数で34件程度、契約金額で約3億4,100万円程度であり、前年同月（39件、約1億7,400万円）と比較すると件数は微減であったが、契約金額は約2倍と大幅に増加した。これは、10,000千円を超える物件が7件あったことによるものである。また、8月の新設住宅着工戸数は409戸で、対前年同月比（694戸）は41.07%減少し、対前年同月比は5ヶ月連続で減少した。また、着工戸数500戸未満が4ヶ月連続となるなど低水準の状況が続いている。

## 自動車分解整備・車体整備業

9月は車検台数が多い日が続いた。部品等の値上げも多い中、ランプ等のLED化が進み、修理代が高くなる傾向がある。

## 電気工事業

材料、機器の価格が再高騰しており、見積にも大きな影響を与えている。人手不足は継続しており、現場の仕上がりに影響が出ている。

## 造園工事業

9月は、公共工事（道路草刈り、公園草刈り、街路樹剪定等）や民間・個人宅の草刈り業務で多忙な時期である。例年だと台風による枝や草木の後処理業務が多いが、今年は大きな台風の影響が無かったため、円滑に通常業務を行うことができた。

## 管工事業

長引く技術者不足の中、時間外労働の上限規制や熱中症への対応等により、生産性の低下が見受けられる。その他、人件費の高騰により、収益の減少が見込まれる。

## 建設業（鹿児島市）

建設資材や燃料費等の高止まりに加え、人件費や下請け単価、金利の上昇などが建設業の経営を圧迫しており、適正な利潤の確保が困難な状況が続いている。特に、格付下位の会員企業においては、公共工事の減少等により、事業縮小や廃業、吸収合併などの動きが依然として見受けられる。また、熟練技術者の不足や新規入職者など人材の確保が課題となっている。

## 貨物自動車運送業

県下161運送事業者の燃料の購買動向は、対前月比111.14%と増加した。また、対前年度同月比では88.32%と減少した。

## 運輸業（個人タクシー）

観光客船が入港するようになり、乗船客が街を歩いている。乗船客が客船に帰るために、タクシー乗り場で列を成している。スムーズに送迎できるよう、時間帯を考慮している。

## 運輸・倉庫業

例年9月は物量が落ち込むが、青果物やお茶・花は例年と比べても物量が少なかった。一般食料品は例年並みで推移したが、10月の値上げ前の駆け込み需要とみられ物量の多い期間は短かった。人件費・燃料・タイヤ等も値上りしており各社運賃値上げを要請している。

令和7年10月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)  
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

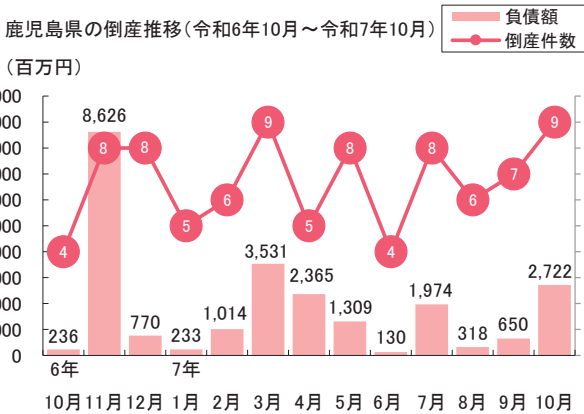
件数 9 件 負債総額 27億2,200万円

〔件数〕 前年同月比 5 件増 〔負債総額〕 前年同月比 1053.4%増

ポイント

～前年同月比で件数、負債総額が増加～

- ◆倒産件数は9件で前年同月比5件増、前月比2件増。2025年の累計倒産件数は67件（前年46件）で、前年を21件上回った。
- ◆負債総額は27億2,200万円で前年同月比1053.4%増、前月比318.8%増。2025年の累計負債総額は142億4,600万円（前年89億5,200万円）で、前年を52億9,400万円上回った。



【概況と今後の見通し】

倒産件数は依然として直近5年でも最多ペースで進み、単月としては2025年3月と同じく9件、負債総額も2025年3月に次いで2番目となった。

倒産件数としては2024年通期の62件をすでに上回っており、販売不振を要因とした不況型倒産が8件にのぼるなど厳しい経営環境がうかがえる。

国内の経済環境では高市政権の経済施策に関心が集まっており、ガソリン等の暫定税率の廃止など物

価高対策による効果がどの程度あるかがポイントとなろう。

物価高による影響に加え、2025年11月からは最低賃金も1,026円（+73円）に引き上げとなっており、人件費増の影響も出てくることが予想される。

不況型倒産も多く、倒産の発生状況には注視していく必要がある。

令和7年10月 主な企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	業 種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態 様	備考
(株)N	ゴルフ場	2,400	80,000	鹿児島市	特別清算	
M(株)	ゴルフ練習場	100	500	大隅地区	破産	
(有)A	中華・東洋料理店	70	3,000	鹿児島市	破産	
(株)J	駅弁の製造販売	50	1,000	霧島・姶良地区	破産	
K(同)	老人福祉事業	38	1,000	鹿児島市	破産	
(同)Y	野菜小売業	31	500	鹿児島市	破産	新型コロナウイルス関連倒産
(株)L	美容業	13	2,000	鹿児島市	破産	
(株)S	不動産代理・仲介業	10	10,000	鹿児島市	破産	
(株)M	青果物卸売	10	10,000	鹿児島市	破産	

※主因別は「販売不振」8件、「設備投資の失敗」1件

## 特定地域づくり事業協同組合シンポジウム

- テーマ 今年度設立事例から考える！  
地域おこし協力隊 OB による  
特定地域づくり事業協同組合の運営
- 日 時 令和 8 年 1 月 15 日（木）  
14 時 20 分～17 時 20 分
- 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル  
「エトワール」
- 参加費 無料  
(ただし、交流会参加費は 6,000 円)  
※お問い合わせは連携情報課まで

P.54 組合のスペシャリストを目指そう！  
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解 答

1	2	3	4	5
ア	ウ	ウ	ア	ウ

表紙・本文中で登場する  
ぐりぶー&さくらとその子供達は  
鹿児島県の PR キャラクターです♪  
© 鹿児島県ぐりぶー #811



情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで  
magazine@satsuma.or.jp

## 令和 7 年 12 月

8 日（月） 14:00	第 3 回中央会理事会 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」
8 日（月） 15:00	中央会創立 70 周年記念式典・記念 講演・祝賀会 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」
17 日（水） 14:00	女性活躍推進セミナー 「現場を変える“女性の声”～若者の離 職防止と女性活躍は関係がある!?～」 鹿児島市「かごしま Biz ホール」

## 令和 8 年 1 月

6 日（火） 10:00	中央会年总会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
15 日（木） 14:20	特定地域づくり事業協同組合シンポジウム 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
21 日（水） 13:30	組合自治監査講習会 「監事の役割と監査の方法」 鹿児島市「かごしま Biz ホール」
23 日（金） 15:00	外国人技能実習生受入組合連絡協議会 「地方の監理団体や受入企業が生き残る ために～制度改正を見据えた外国人材 定着に向けた取り組み～」 鹿児島市「かごしま Biz ホール」

## 中小企業かごしま

（令和 7 年度 活性化情報第 3 号）  
発 行 人：鹿児島県中小企業団体中央会  
会 長 小正芳史  
〒892-0853 鹿児島市城山町 1 番 24 号  
鹿児島県中小企業会館 2 階  
TEL：099-222-9258 FAX：099-225-2904  
HP：https://www.satsuma.or.jp/  
印 刷 所：斯文堂株式会社  
写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟

## 今月の表紙

## 仙巖園 菊まつり

「菊まつり」は、薩摩藩主・島津家ゆかりの名園「仙巖園」で、色鮮やかな菊が庭園を彩る秋の風物詩です。菊は古くから「仙境に咲く霊薬」として、邪気を払い、長寿をもたらす花として親しまれてきました。期間中は、太鼓の演奏や義弘の姪で美の女神といわれる持明院龜寿姫に美と健康を祈願する「持明祭」など様々な催しが実施され、たくさんの方でにぎわいます。





# ビジネスに役立つ “さつマガ” 配信中。

中央会では、組合及び中小企業に役立つ情報を「組合員企業や企業の役員・従業員の皆様方に周知するためのメールマガジン「**さつまのメルマガ**（略称『**さつマガ**』）」を発行しています。

各種補助金や中小企業に役立つ施策情報、セミナー・講習会のご案内、組合のイベント情報等を広く周知することで、施策や事業の利用促進やセミナー参加による課題解決等にぜひお役立て下さい。

## 発行回数

原則月2回（緊急のお知らせ等を含めても月4回）

## 提供内容

- ・ 中小企業に役立つ補助金情報・施策情報
- ・ 課題解決につながるセミナー・講習会のご案内
- ・ 各種イベント情報
- ・ 情報誌掲載のご案内 等

## 登録方法

右のQRコードをご利用いただくか、中央会のホームページから登録下さい。



鹿児島県中小企業団体中央会

検索

※登録解除はいつでも簡単にできますので、お気軽にご登録ください。